

ISSN 2187-4182

ISBN 978-4-907635-12-1 C3033

成城大学経済研究所
研究報告 No. 79

条件変更債権をめぐる諸問題

村 本 孜

2018年1月

The Institute for Economic Studies

Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya

Tokyo 157-8511, Japan



Problems on Rescheduling: Recent Japan's Case

Tsutomu Muramoto

JANUARY 2018

Abstract

After Lehman Shock, many SMEs were confronted the difficulties of fund-raising and repaying their debts. The policy on the financial support of the SMEs were shifted to relieve their economic difficulties by the Public Guarantee System and the Rescheduling Act. These policies succeeded partially, but the aftereffects are remained, so-called rescheduling problem. Many SMEs are sound and make a recovery, but others must perform business turnarounds and business successions in the near future. The SMEs supporting policy should shift from the emergency to the normal mode.

条件変更債権をめぐる諸問題

村 本 孜

<目 次>

0. はじめに
1. 条件変更債権
 - [1.1] 貸出条件緩和債権
 - [1.2] 「監督指針」「金融検査マニュアル」に見る貸出条件緩和債権
 - [1.3] 貸出条件緩和債権の判断
 - [1.4] 中小企業金融円滑化法の成立
 - [1.5] 金融円滑化法の有効性
2. 条件変更の問題
 - [2.1] 条件変更の状況
 - [2.2] セーフティネット保証5号
 - [2.3] 条件変更債権の改善
 - [2.4] 対応すべき条件変更先
3. 経営支援・再生支援における信用保証協会の機能
 - [3.1] 保証協会の経営支援等
 - [3.2] 保証協会の取組み
 - [3.3] 経営改善サポート保証
 - [3.4] 金融機関の課題・中小企業の問題
 - [3.5] 円滑化法の出口戦略
 - [3.6] 暫定リスケ
4. まとめ
 - [付論] 債務者区分・分類区分等
 - [参考文献]

0. はじめに

信用補完制度の見直しの検討や、地域金融機関の経営に関わる検討などにおいて、条件変更債権の取り扱いが問題になる。条件変更とは、当初の返済期限

を延期するなど貸付条件の変更を行なうことをいう。条件変更を行なうと、企業は返済負担が減って、経営に余裕ができ、経営改善が進む可能性がある一方で、条件変更によって経営改善に手が付かず、安易にリスクを繰り返すケースもある。通常、当該条件変更がなされた債務の返済が正常化するまでは、新規の借入れが困難となるなどの問題があるとされるなど、対応すべき課題も多い¹⁾。

2009年12月に中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際に、できる限り貸付条件の変更等を行なうよう努めること等を内容とする中小企業金融円滑化法が成立した。これは2007年のサブプライム問題、08年秋以降のリーマン・ショックに始まる世界金融危機・景気低迷による中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、09年12月に約2年間の時限立法として施行された。しかし、当初の期限を迎えても中小企業の業況・資金繰りは依然として厳しいことから、2度の延長を経て、2013年3月末までを最終の期限としたものであった。

中小企業金融円滑化法では、中小企業から申し込みがあった場合には貸出条件の変更を努力義務（強制ではない）とし、金融機関サイドも体制整備と実施状況等の開示とそれらの行政当局への報告（罰則付き）と、行政による公表を求めるものであった。更なる支援措置として信用保証制度の充実等も加えられたほか、検査・監督上の措置にも改定がなされた。重要な点は、条件変更等を行なっても、不良債権に該当しない要件を従来に比べて拡充したことである。

この結果、図1にあるように、半期で約50~70万件の申し込みがあり、ほぼ95~98%程度が実行された。条件変更の申込件数は、リーマン・ショックが発生した2009年下期以降増加し、2010年度の下期には、70万件にまで増加している。その後、景気上昇の影響もあり、申込件数は減少し、2014年下期は50万件強、2015年上期は50万件を下回っている。累計では、2009年12月から2017年3月までで、申込件数848万件、実行件数808万件となっている。中小企業者数は2009年に420万なので、1社当たり2回利用したことになる。

1) 中小企業政策審議会金融ワーキンググループ（2015~2016年）の信用補完制度の見直しの議論でも重要な論点であった。金融庁の企業ヒアリング・アンケート調査（2016年）でも調査項目であった。信用補完制度の見直しについては、別稿参照（「信用補完制度の見直し（2015~2016年度）」）。条件変更を行なうと一律に新規融資が受けられないわけではないが、何らかの経営改善措置などが必要となる。少なくとも保証協会の利用は難しい。

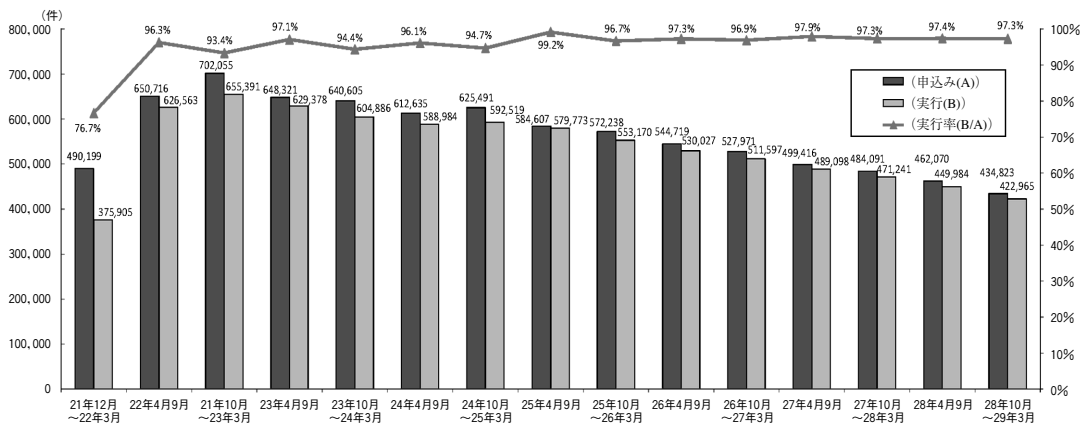
条件変更債権をめぐる諸問題

申込みに対する実行割合を見ると、金融円滑化法の効果もあり、9割超の水
準で申込みに対応しており、金融円滑化法が終了した2013年度以降も95%を
超える高い水準が続いている。金融庁の公表している統計(図1)は、条件変
更の件数で、企業数ではない。借入(貸付)条件変更企業の正確な数は把握で
きていないが、その数は30万~40万社存在するとされている²⁾。この数十万
社レベルで存在する条件変更先企業の実態は、なかなか把握が難しい(表1)。
既存データなどからこの条件変更債権・条件変更企業の問題を検討する。

条件変更先の数も問題であるが、条件変更を続けることによって、企業が延
命するだけのケースもある懸念がある。いわゆる「塩漬け」状態になる恐れで
ある。条件変更の約定に従い、約定通り返済を続けていけば、金融機関から特
段の注文はないかもしれない。ただ、新規融資を受けることができず、事業の

(図1) 各期間における貸付条件変更の推移

○ 各期間における貸付条件変更等の申込数等の推移



(注) 実行率は、各期間における実行件数と申込件数から算出した。

(出所) 金融庁ホームページ (www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20170628-3/02.pdf)。

2) 金融庁「金融審議会総会(第28回)・金融分科会(第16回)合同会合議事録」(2012年7月4日)によれば、「繰り返し条件変更を受けている債務者については、その都度、1件1件カウントしておりますし、複数の債権者から条件変更を受けている場合も、これも1件1件カウントしておりますので、実際の債務者数は、推計ではあるのですけれども、大体30万から40万社くらいではないかと見ております。日本の中小企業全体で約400万強と言われておりますので、その1割未満、1割弱くらいかと見ております。それから、この3,40万がすべて問題があるとは考えておりませんで、この中で、先ほど言いましたように改善計画ができていないような債務者、したがって不良債権になっているような債務者は、これも推計ではありますけれども、5,6万社くらいではないかと見ております。」(長谷川監督局総務課長の説明)

経済研究所研究報告（2018）

（表1）条件変更先数

（1）貸付条件の変更等の状況について
（平成21年12月4日から平成29年3月末までの実績）

【債務者が中小企業者である場合】

（単位：件）

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]	実行率② (B)/(A)
主要行等(9)*1	1,057,000	1,001,625	25,855	7,965	21,555	97.5%	94.8%
地域銀行(106)**2	3,911,117	3,721,357	85,711	20,291	83,758	97.7%	95.1%
その他の銀行(25)**3	40,297	35,078	2,912	115	2,192	92.3%	87.0%
信用金庫(265)**4	2,923,090	2,794,231	55,314	14,054	59,491	98.1%	95.6%
信用組合(152)**5	440,016	423,447	5,809	1,329	9,431	98.6%	96.2%
労働金庫(14)**6	4	4	0	0	0	100.0%	100.0%
信農連・信漁連(62)**7	19,529	18,990	219	31	289	98.9%	97.2%
農協・漁協(735)	88,904	86,749	1,029	52	1,074	98.8%	97.6%
合計(1,368)	8,479,957	8,081,481	176,849	43,837	177,790	97.9%	95.3%

- ※1 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
 ※2 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
 ※3 その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。ただし、平成24年9月10日に解散した日本振興銀行の計数を含む。
 ※4 信金中央金庫の計数を含む。
 ※5 全国信用協同組合連合会の計数を含む。
 ※6 労働金庫連合会の計数を含む。
 ※7 信農連、信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
 ※8 左端の欄中の括弧内は、平成29年3月末時点の金融機関数。
 ※9 件数は、貸付債権ベース。

（出所） 金融庁 HP (<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20170628-3/01.pdf>)。

（2）企業規模別

	債務者区分別 債務者数割合	1～4人	5～19人	20～49人	50～299人	300～999人	1,000人以上	総数	
企業等先数(総数)	100.0%	2,907,427	678,941	156,973	82,752	10,152	3,542	3,839,787	
正常先	76.5%	2,228,795	520,467	120,333	63,437	7,782	2,715	2,943,530	
要注意先	うちその他要注意先 (リスク未実行先)	13.6%	394,887	92,214	21,320	11,239	1,379	481	521,521
	うちその他要注意先 (リスク実行先)*	4.0%	116,390	27,179	6,284	3,313	406	142	153,715
	要管理先	0.4%	12,589	2,940	680	358	44	15	16,626
破綻懸念先	3.4%	98,176	22,926	5,301	2,794	343	120	129,659	
実質破綻先	1.5%	42,717	9,975	2,306	1,216	149	52	56,416	
破綻先	0.5%	13,871	3,239	740	395	48	17	18,320	

- ① 従業員規模別の事業者数は平成26年度経済センサスの調査結果を再編
 ② 従業員規模別の債務者区分毎の事業者数の割合は、平成26年度の信金、信組、地銀（推計値）の「地域密着型金融の取組状況」の債務者区分別の債務者数の割合を平均値として算出したもの
 ③ （※）については、条件変更実行企業数を30万社（破綻懸念+要管理+その他要注意先）と仮定した場合の推計値

（出所） 中小企業庁資料。ここでは、条件変更先企業数（破綻懸念先+要管理先+その他要注意先のうちリスク実行先）を30万社として作成。

展開に結び付かないので、事業推進意欲が損なわれることになる。金融機関も約定返済がなされている限り、特段の対応を怠る可能性もある（Lazy Bankの問題）。問題は、いかにして条件変更企業を健全化するかである。とくに、業況不振企業の抜本的再生が喫緊の課題である。信用補完制度の保全機能が制約になるような状況は改善される必要もある。

1. 条件変更債権

[1.1] 貸出条件緩和債権

〔貸出条件緩和債権の意味〕

条件変更債権は、一般に貸出条件を緩和するもの、すなわち返済の猶予などを行なうものをいう。金融行政の中で、融資の返済猶予は、「貸出条件緩和債権」として規定されている。銀行法施行規則第19条の2（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）は開示項目を規定し³⁾、第1項第五号の「ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額」の中の、(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」を貸出条件緩和債権と規定している。貸出条件の変更等とは金利の減免、元本の返済猶予、返済期間の延長、旧債の借り換え、DES（デット・エクイティ・スワップ、債務の株式化）等債務の弁済負担の軽減を行なう全ての措置のことである。

このように「貸出条件緩和債権（リスク債権）」は、銀行法上、開示項目（＝不良債権）で、2008年11月の改定前の「監督指針」「金融検査マニュアル」でも不良債権扱いになっていた。ただし、改定前の「監督指針」でも「実抜計画」（実現可能性が高い抜本的な経営再建計画）があれば、リスク債権とはしない扱いとされていた。この「実抜計画」は概ね3年後に正常先になることが目安とされていたが、事務上は使い勝手が悪く、その活用度は低いものであった⁴⁾。

3) 「開示項目」というのは、銀行法施行規則に詳細に記載されており、貸出金については不良債権（破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）を開示することが規定されている。本稿では、「貸出条件」と「貸付条件」を区別しない。

4) 「実現可能性の高い」とは、①計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること、②計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必

「貸出条件緩和債権（リスク債権）」は、法令上は不良債権であるが、種々の条件の下では、不良債権として扱わないという点で、正常債権との境界上にあるともいえる。

このため、貸出条件緩和債権は、要管理先でありながら、種々の条件を付すことによって、開示債権（＝不良債権）とはしない措置が採られてきた。その典型が、2009年12月の中小企業金融円滑化法である。

〔2008年11月の措置〕

そこでリーマン・ショック後の対策として、2009年12月の金融円滑化法に先立つ1年前の、2008年11月に中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行なわれるための措置が発出された。「貸出条件の緩和債権（リスク債権）」の取扱いの変更が、「監督指針」と「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の改訂として2008年11月7日に実施され、この変更は恒久措置とされた。これは、従来通り「実抜計画」があれば、「貸出条件緩和債権」でも正常先債権とみなす措置であるが、「実抜計画」の履行は「概ね3年」で経営改善し正常先になるという条件から、「概ね5年」に改定された。

とくに、経営改善が計画通りの進捗ならば最長10年の計画も可能となった。さらに、計画終了時に正常先にならなくても、自助努力によって事業の継続性を確保できる見通しがあれば、債務者区分は要注意先でも構わないこととされた。加えて、対象債権を「資本性劣後ローン（資本性借入金）」にすれば、リスク債権扱いにはしないこと、つまり資本扱いになることも重要な変更点である。

整理すると、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行なわれるための措置として、融資条件（貸出条件）の緩和を行なっても、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」（実抜計画）があれば、貸出条件緩和債権には該当しないとす従来の取扱いについて、金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるよう環境を整備したのが08年11月の改定であった（図2）。

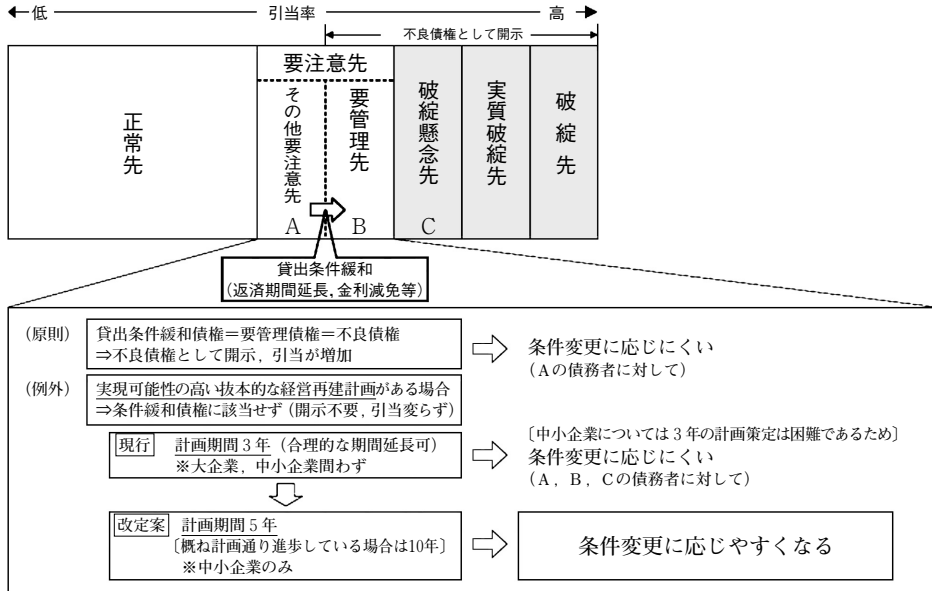
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」では、抜本的な経営再建計

要と見込まれる状況でないこと、③計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること、とされる。「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。

条件変更債権をめぐる諸問題

(図2)

～貸出条件緩和と債権の見直しについて～



(出所) 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/access/20/200811b.html>)。

画について「概ね3年後の債務者区分が正常先となること」を要件として記載していたものを、改定後に中小企業は経営改善に時間がかかるとの特質を踏まえ、「概ね3年」について企業の規模に応じた延長が認められる旨を記載し、その具体的な取扱いは「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照すべき旨と記載した。また、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の改定で、中小企業については、上記の「概ね3年後に正常先」を「概ね5年(5年～10年で計画通りに進捗している場合を含む)後に正常先(計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない)」に緩和した。

まとめると、金融機関の自己査定の債務者区分に「注意」の中に「要管理債権」という不良債権として開示される貸出条件緩和と債権を「その他要注意」にランクアップし、民事再生法の適用になっている企業も、今までは「破綻懸念先」だったものが、実抜計画さえあれば債務者区分が「その他要注意」になる。債務者区分の「要注意先」のうち、「3ヶ月以上延滞又は貸出条件を緩和している債務者」であるものを「要管理先」としており、「要管理先」以下が開示

（表2）「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行わ

		中小企業に対して貸出条件緩和を行った債権					
		20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	21年4～6月期	21年7～9月期	20年7～9月期(措置前)から の増減
主要行等	件数	3,220件	3,560件	4,181件	4,842件	6,681件	+3,461件 (+107.5%)
	金額	2,152億円	2,239億円	3,413億円	3,315億円	4,878億円	+2,726億円 (+126.7%)
地域銀行	件数	16,184件	17,829件	23,589件	20,888件	26,532件	+10,348件 (+63.9%)
	金額	7,038億円	7,049億円	10,460億円	9,120億円	11,927億円	+4,889億円 (+69.5%)
信用金庫 信用組合	件数	9,287件	11,446件	12,102件	11,785件	13,189件	+3,902件 (+42.0%)
	金額	2,956億円	3,992億円	4,649億円	4,499億円	4,770億円	+1,814億円 (+61.4%)
計	件数	28,691件	32,835件	39,872件	37,515件	46,402件	+17,711件 (+61.7%)
	金額	12,145億円	13,281億円	18,523億円	16,934億円	21,575億円	+9,429億円 (+77.6%)

(注) 「主要行等」とは、主要行、新生銀行、あおぞら銀行及びシティバンク銀行を、「地域銀行」とは地方銀行、第
 (注) 上記計数は、各金融機関における今後の精査により変更されうることに留意が必要。(20年7～9月期、10～
 (※) 各期に中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権のうち、その期に、経営改善の見込みがあるものとして
 したがって、その期以降に不良債権でなくなったもの(例えば21年1～3月期に貸出条件の緩和を行い、21年4
 (出所) 金融庁 HP(<http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20091216-1/01.pdf>)。

債権(=不良債権)であり、その取扱いは金融実務上クリティカルである。

要すれば、返済猶予をしても(条件変更)、「要管理先」にカテゴリズしないことが、2008年11月の改定および中小企業金融円滑化法の考え方であった。ただし、問題は、不良債権にならないとしても、条件変更先をいかに正常先にランクアップするかである。このような中小企業に対する経営改善・経営支援措置が極めて重要になる。

この2008年11月の措置は、2009年12月の中小企業金融円滑化法の考え方を先取りしたものであった。この措置は事実上1年間のものであったが、件数で61.7%、金額で77.6%の増加を見た(表2)。

[1.2] 「監督指針」「金融検査マニュアル」に見る貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、先の銀行法施行規則の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」である。貸出条件緩和債権の取扱いについて「監督指針」「金融検査マニュアル」からレビューする。

条件変更債権をめぐる諸問題

れるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について

左のうち、経営改善の見込みがあり、不良債権にならなかったもの(※) (() 内は条件緩和を行った債権に占める割合)				
20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	21年4～6月期	21年7～9月期
0件 (0.0%)	2,740件 (77.0%)	3,371件 (80.6%)	3,742件 (77.3%)	4,875件 (73.0%)
0億円 (0.0%)	988億円 (44.%)	1,872億円 (54.8%)	2,181億円 (65.8%)	3,206億円 (65.7%)
358件 (2.2%)	2,514件 (14.%)	6,819件 (28.9%)	6,664件 (31.9%)	8,730件 (32.9%)
92億円 (1.3%)	1,229億円 (17.4%)	4,400億円 (42.1%)	4,291億円 (47.1%)	5,531億円 (46.4%)
665件 (7.2%)	2,277件 (19.9%)	4,111件 (34.0%)	3,920件 (33.3%)	4,665件 (35.4%)
296億円 (10.0%)	920億円 (23.0%)	2,168億円 (46.6%)	1,849億円 (41.1%)	2,231億円 (46.8%)
1,023件 (3.6%)	7,531件 (22.9%)	14,301件 (35.9%)	14,326件 (38.2%)	18,270件 (39.4%)
388億円 (3.2%)	3,136億円 (23.6%)	8,441億円 (45.6%)	8,321億円 (49.1%)	10,968億円 (50.8%)

二地方銀行及び埼玉りそな銀行を指す。

12月期、21年1～3月および4～6月期の計数は、前回公表後の各金融機関の精査を踏まえ更新している。

不良債権にならなかったものを計上。

～6月期に経営改善の見込みがあるものとして、不良債権でなくなったものは含まれていない。

〔「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」〕

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」では、「Ⅲ-4-9-4-3 (2)」の「③貸出条件緩和債権」の中に、詳細な規定がある。

「イ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。(下線は筆者による。以下同じ)

ロ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同様な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されてい

い債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。

- a. 金利減免債権：金利を引き下げた貸出金
- b. 金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金
- c. 経営支援先に対する債権：債権放棄や DES（デット・エクイティ・スワップ）などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金
- d. 元本返済猶予債権：元本の支払を猶予した貸出金
- e. 一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債
- f. 代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む。）の残債
- g. 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。

（注） 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

- 一 適用金利が基準金利を下回る場合であっても、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であれば、貸出条件緩和債権には該当しないこと
- 二 ただし、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であっても、新規貸出時に、債務者の経営状況、資金使途、及び設定された貸出条件等からして、実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の条件緩和債権の返済を目的として実施されたものであることが明らかな場合は、貸出条件緩和債権に該当すること
- 三 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること具体的には、
 - ・ 設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること
 - ・ ただし、新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基

準金利とすること

- 四 開示の判断は、「c. 経営支援先に対する債権」の場合は債務者単位で行うこと。また、「e. 一部債権放棄を実施した債権」、「f. 代物弁済を受けた債権」及び「g. 債務者の株式を受け入れた債権」であって、開示を逃れるために意図的に債権を分割していると認められる場合は、当該債務者に対する分割をする前の当該貸出金の残債を開示する必要がある。これらの場合を除いては、個々の債権単位で開示の判断を行うこと

- ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

- 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
- 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
- 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

- (注2) 「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。
- (注3) 中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。
- (注4) 既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。なお、（注3）の場合を含め、（注1）及び（注2）の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。
- (注5) 「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。」

と記載されている。

〔金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）〕

「金融検査マニュアル〔中小企業融資編〕」の「5. 貸出条件緩和債権」にお

いて、詳細に貸出条件緩和債権に該当しないケースを記載している。
「貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第五号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。なお、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。また、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基準金利」(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)という着眼点で判断する必要がある。その際、以下の点に留意する。

(1) 貸出条件緩和債権の検証

貸出条件緩和債権の検証に当たって、「基準金利」を検証する際には、中小・零細企業の特徴を踏まえて、次のような点に留意し、検討する必要がある。

(注) 担保(優良担保、一般担保を問わない)や信用保証協会保証などの保証(優良保証、一般保証を問わない)等により貸出金が保全されている場合には、当該保全状況を踏まえ信用リスクを勘案する。(なお、100%保全されており、信用リスクは極めて低いと考えられる場合には、調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を下回る場合を除き、原則として、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないものと考えられる。)

- イ. 代表者等が当該企業の保証人となっておらず、かつ個人資産を担保提供していない場合であっても、代表者等の当該企業に対する支援の意思が確認されている場合(前記1.(2)参照)には、当該代表者等の資産について返済能力に加味することができることを踏まえ信用リスクを勘案する。
- ロ. 条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されていることを勘案する。

（2）貸出条件緩和債権の卒業基準

貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ-4-9-4-3(2)，③，ハ）（注）において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記（1）イ．及びロ．に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。

イ．債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画等収支計画表等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえ信用リスクを勘案する。

ロ．株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画についても、中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画と、原則として同様に扱う。また、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更等（注1）を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき（他の金融機関（政府系金融機関等（注2）を含む。）が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。）は、当該計画等が中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)，③ハ．（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

（注1）「貸付条件の変更等」とは、貸付条件の変更、旧債の借換え、DES（デット・エクイティ・スワップ）その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。

（注2）株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人住宅金融支援機構をいう。

ハ．その進捗状況が概ね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は実現可能性の高い計画であると判断して差し支えない。

ニ．中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ-4-9-4-3(2)，③，ハ）において、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない

場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えないとされていることに留意する。なお、「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。

ホ. 中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表1）1. (3) ③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画（債務者が経営改善計画を策定していない場合には、債務者の実態に即して金融機関が作成した資料を含む。以下「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。また、今後の資産売却予定や諸経費の削減予定等がなくても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しないことに留意する必要がある。ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とは取り扱わない。また、経営改善計画の検証にあたっては、上記3. 経営改善計画を踏まえて検討する必要がある。」

と記載している。

[1.3] 貸出条件緩和債権の判断

貸出条件緩和債権を含む、いわゆる不良債権には、3つのカテゴリーが併存している。

- ・リスク管理債権

銀行法に基づくもので、同施行規則第19条2第1項5で「破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権」を開示債権としている。

- ・金融再生法開示債権

金融再生法に基づく資産査定では、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権」を金融再生法開示債権（＝不良債権）としている。債権区分という。

・自己査定による債務者区分

金融検査マニュアルに準拠した金融機関自らが行なう資産査定を自己査定といい、自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。自己査定は「債務者区分」を行なうもので、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を「正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先」に区分する。自己査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に分けることを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産（Ⅰ分類資産）を「非分類資産」という。

前節（[1.2]）に見た監督指針・金融検査マニュアルから、貸出条件緩和債権であるか否かが判定される。

1. 債務者の支援を目的としているか、
2. 基準金利が適用されているか、
3. 個別の債務者に対する取引の総合的な採算が取れているか、
4. 合理的で実現可能性の高い経営改善計画が策定されているか、

債務者の支援を目的としていない場合は、そもそも貸出条件緩和債権に該当しない。たとえば、

- ・ 正常な運転資金を短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金
- ・ 正常先の債務者に対する条件変更
- ・ 他の金融機関との競争上の観点から決定された条件変更
- ・ 当初約定時点から基準金利を下回る金利が適用されている場合

などである。

さらに、債務者の支援を目的とした条件変更であっても、基準金利が適用されていれば、貸出条件緩和債権には該当しない。基準金利とは、貸出条件緩和債権の判定対象となる要注意先の債務者について、デフォルト確率を適切に反映した複数の区分を設け、それぞれの区分に応じた新規貸出約定金利を貸出金

額で加重平均することで算出される金利をいう。条件変更をした時点で基準金利が適用されており、貸出条件緩和債権に該当しないとされた債権に関しては、その後、金融情勢等の変化により基準金利が上昇したことによって基準金利を下回ることになっても、自動的に貸出条件緩和債権と認定されることはない。

債務者の支援を目的とした条件変更であり、表面上は基準金利が適用されていない場合であっても、個別債務者に対する取引の総合的な採算が取れていれば、貸出条件緩和債権に該当しない。総合的な採算が取れているとは、①担保・保証によって信用リスク等が減少している場合や与信期間の差異によって信用リスク等が減少している場合に、減少後の信用リスク等に見合ったリターンが確保されていること、②競争上の観点から信用リスク等に比べて金利が低く設定されていること、③他の貸出金利息、手数料、配当等の収益によって信用リスク等に見合ったリターンが得られていること、をいう。

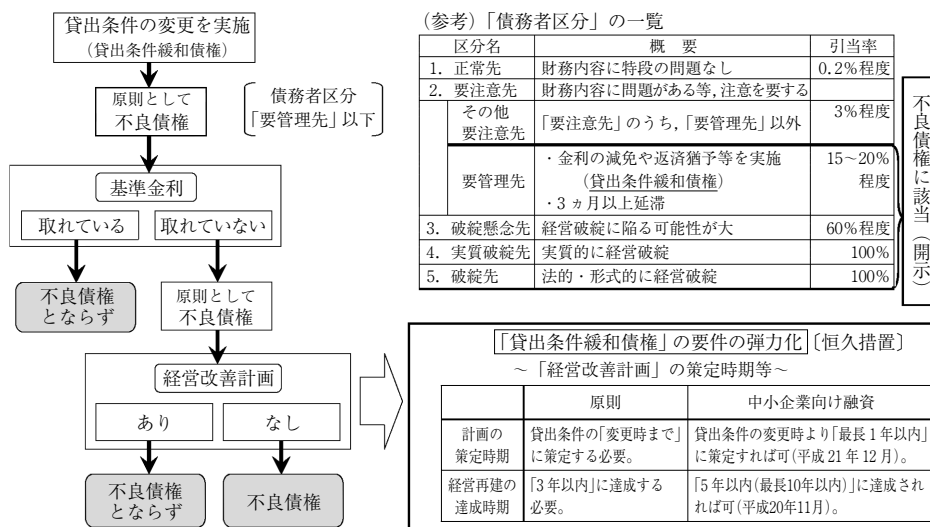
逆に、表面的には基準金利が適用されている場合であっても、総合的な採算を勘案した結果、信用リスク等に見合ったリターンが得られていないと認められる場合は、貸出条件緩和債権に該当する。

債務者の支援を目的とした条件変更であり、総合的な採算を勘案した結果、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められる場合であっても、債務者が合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画(合実計画)を策定している場合は、貸出条件緩和債権に該当しない。

「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは、①計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること、②計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと、③計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること、④計画期間が概ね5年以内(計画期間が5年超10年以内で計画通りに進捗している場合も含む)であり、計画終了後の債務者区分が正常先となること、を充足する計画をいう。

中小・零細企業の場合は、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」を策定していない場合であっても、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画等のほか、中小企業の技術力、販売力、成長性を総合的に勘案し、中小企業の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しない。

（図3） 条件変更と不良債権の関係



※ 「基準金利」：当該債務者と同等の信用度合いを有している債務者に対して、通常適用される貸出金利(出所) 金融審議会第28回・金融分科会第16回資料4-2(2012年7月4日)。

このように、現行の金融検査マニュアルでは、貸出条件緩和債権に関する幾重もの救済策が用意されている。銀行としても自行の債権を貸出条件緩和債権に極力該当させたくないと考えており、この点で銀行と中小企業の利害は一致している。

[1.4] 中小企業金融円滑化法の成立

2009年12月の中小企業金融円滑化法では、中小企業から申し込みがあった場合には貸出条件の変更を努力義務(強制ではない)とし、金融機関サイドも体制整備と実施状況等の開示とそれらの行政当局への報告(罰則付き)と、行政による公表を求めるものであった。更なる支援措置として信用保証制度の充実等も加えられたほか、検査・監督上の措置にも改定がなされた。重要な点は、条件変更等を行なっても、不良債権に該当しない要件を従来に比べて拡充したことである。

「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画(実抜計画)」に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないという取扱いが2008年11月に明確化された。「抜本的な」とは概ね3年後の当該債務者の債務者区分が正常先とな

ることである。ただし、債務者企業の規模または事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除せず、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」では「その進捗状況が概ね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は実現可能性の高い計画であると判断して差し支えない」として期限の扱いが緩和された⁵⁾。

「実抜計画」を策定していない場合であっても、貸出条件の変更を行なった日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、その日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないことになった。この「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には到っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合とされた。中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、経営改善計画等に準ずる計画（「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」といい、金融機関が作成した資料でも可。「合実計画」という）を「実抜計画」とみなしてよいとされた。ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない。

さらに、今後の資産売却予定や諸経費の削減予定等がなくても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しないことになった。いずれにしても、これらの措置は中小企業の資金繰りを緩和し、併せて金融機関にとっては不良債権の債務者区分ではなく正常先になるので、引当の必要が小さくなり、経営上メリットがあった。

[1.5] 金融円滑化法の有効性

金融円滑化法は、貸出条件緩和債権の取扱いを弾力化することによって推進

5) 「実抜計画」には、中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続に従って決議された事業再生計画、株式会社企業再生支援機構が買取決定した事業者の事業再生計画、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定した事業者の事業再生計画も含まれる。

されてきた。金融機関は努力義務の下、2012年3月までに申込件数313.4万件、実行件数289.4万件、実行率97.4%という円滑化を実施した。金額ベースでは、79.75兆円が貸出条件の変更等となった。これは民間金融機関の中小企業向け貸出額222.9兆円の35.78%の水準である。ただし、マクロ的に見た中小企業向けの貸出は、2008年12月末に237.8兆円から伸びているわけではなく、貸出増加の効果は薄い。他方、企業倒産件数の抑制、資金繰りの改善、借入難易度の容易化などといったプラスの評価材料もある。いずれにしても、中小企業の経営悪化、倒産の防止等に寄与したと整理できる。しかし、容易に貸出条件を緩和したため、中小企業の抜本的な経営改革に繋がらず、条件変更後の期限に再度変更することになったり、経営改善計画策定がない中小企業も多く、金融規律の確保（健全性の確保、モラル・ハザードの防止）に問題もある。

とはいえ、円滑化法だけで中小企業の景況が回復してきたわけではない。各種の景況判断DIは上昇傾向にあるが、円高傾向が継続や内需の低迷などに加え、2011年3月の東日本大震災によって大きく悪化したこともあり、回復のテンポは鈍化している。倒産件数の増加は対前期比で2010年央から上昇傾向にあり、震災後の11年5月以降倒産件数自体が増加している。東京商工リサーチによると、12年上半期、従業員5人未満の企業の倒産は、倒産件数全体の70%を占め、過去20年で最悪を記録した。

円滑化法を利用した企業数は公表されていないが、1社で複数の債権の条件変更を行ったり、再変更を申し出たりするケース（重複実行先）が多いため、利用企業数は約30~40万社といわれ、現在も約30万社が金融機関から返済猶予を受けている（『週刊金融財政事情』2012年5月14日号 p.6、『日本経済新聞』2012年8月6日号）。利用企業のうち経営改善した企業は僅かで、抜本的な事業再生・転廃業等の支援が必要な企業数は5~6万社程度と見積もられ、これらの相当数は倒産予備軍となっている（p.3の注2参照）。

円滑化法が施行された当初金融機関は経営改善計画書が無くてもほぼ無条件に条件変更を受け入れてきたが、2011年1月金融庁から「貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要」との方針が出されて、再度の条件変更契約を行なう場合、経営改善計画の策定が必要になった。約30~40万社の円滑化法申請企業のうち、2013

年3月の円滑化法終了にかけて再度の条件変更契約を取下げられる企業が続出するものと考えられた。さらに、経営改善計画書策定企業は30%、簡易計画書のみが50%、未策定が20%（銀行担当者聞き取りによる報道）といわれ、計画書策定企業においては計画達成が求められことと、残りの70%の企業は「実抜計画」「合実計画」の策定が急務となっていた⁶⁾。

さらに、問題になるのは円滑化法利用の企業のうち、約半分が信用保証協会の保証付きといわれ、緊急保証制度（2008年10月創設）とそれを引き継いだセーフティネット保証5号保証の残高が2015年度の7.1兆円ある。ピーク時の2010年には17.7兆円で、2006～2015年度の累計で37.7兆円規模となっている。これは100%保証なので金融機関にとってリスクがなく、保証付き融資が増大したが、そもそも経営の安定に支障のある企業向けの保証なので、難しい対応となっている（債権放棄には厳格な要件が付く。DDSにするにも一旦、代位弁済の上、求償権をDDSに転換するため厳しい再生可能性要件が付く等）。

このように、条件変更債権の問題を考えると、信用保証協会の保証の問題を考慮する必要がある。信用補完制度は民間融資の債権保全機能を持つが、条件変更債権をランクアップし、健全化する上で有効な手法も導入されているからである。

2. 条件変更の問題

[2.1] 条件変更の状況

条件変更企業が金融機関との関連でいかなる状況にあるかについての分析は少ない。『2015事務年度金融レポート』によると、「長期条件変更先は、担保・信用保証による保全割合が高く、全体の半数近くが100%となっており、信用保証による保全割合だけについて見ても50%以上の先が約5割となっている。

長期条件変更先の条件変更の内容は、元金返済猶予が多いものの返済期限延長を伴わないものも相当数存在しており、企業の負担軽減につながる金利減免はごくわずかしか実施されていない⁷⁾。

6) 『中小企業白書2016年版』によれば、経営改善計画の提出を行なった企業は75.6%であり、全体の4分の3が提出している(p. 347)。

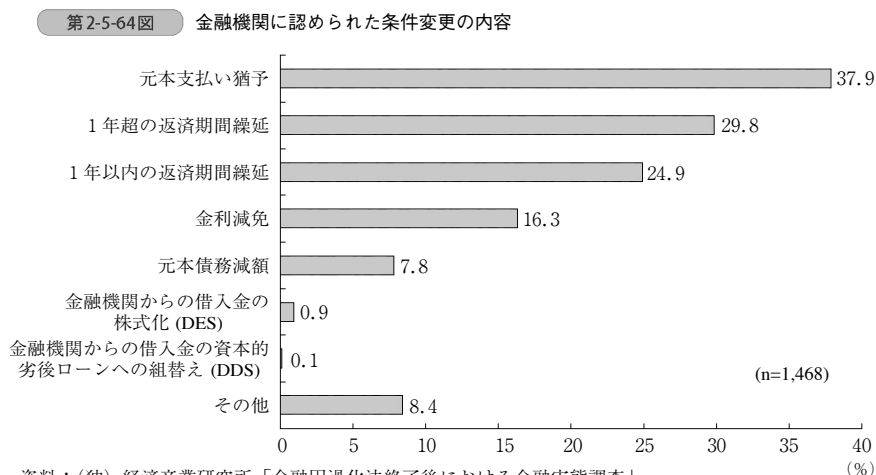
長期にわたり条件変更が繰り返されている先については、信用保証等による保全割合が高いことによる金融機関の支援のインセンティブの低下や、安易な長期借入・条件変更による企業の経営改善のインセンティブの低下に伴い、キャッシュフロー等の実態に即した金融機関による抜本的な支援として十分なものが提供されていない」

という指摘がある。金融庁は、地域銀行6行の協力を得て（地域や業態の分散等を総合的に勘案して選定）、過去に金融円滑化法に基づく条件変更を実施した先のうち2015年9月時点で初回条件変更から5年以上経過した企業（長期条件変更先）を、債務者区分及び貸出金額規模が満遍なく分散されるように機械的に1,000社抽出して、分析を行なったものである。

長期条件変更先（初回変更から5年以上経過）は、条件変更先全体の約4割程度あり、金融円滑化法に基づく条件変更先に対して金融機関が経営改善支援を実施している先は約5割である。また、単に返済負担を先送りするだけの措置も多い。さらに、長期条件変更先のうち、経営改善計画等を作成していない割合は約4割である。

条件変更先の改善が進まない理由は、金融機関の支援のインセンティブの低下も大きいですが、債務者である企業の経営状況に係る危機意識が薄く、経営改善に向けた取り組みが進まないこと、債務者が条件変更期間中に金利の低い非メ

7) 『中小企業白書 2016 年版』の示した図も同様な指摘をしている (p. 343)。



資料：(独) 経済産業研究所「金融円滑化法終了後における金融実態調査」

(注) 1. 金融円滑化法施行後に初めて条件変更を認められた企業を集計している。

2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

イン行に乗り換えるなどメイン行との信頼関係をそこなっていること、債務者が金融機関の情報開示に協力的でないこと、なども課題である。

ただし、借入金の長短バランスの是正のため、短期継続融資の導入や、条件変更期間中でも経営効率化などの構造改革資金として、新規融資の実行なども行なわれている。しかし、弁済可能性について十分な検証がなされないまま、運転資金を短期貸付から信用保証付きの長期貸付（約定弁済）にシフトしたり、条件変更時に企業のキャッシュフローの分析がなされずにテールヘビーなど単に返済負担を先送りするだけの返済計画になっていることもある。

このように、条件変更の問題には信用補完制度の問題も大きく関わっていることが確認された。

[2.2] セーフティネット保証5号（SN5号）

条件変更債権は、信用保証制度の活用と関連している。信用補完制度は、リーマン・ショック後、セーフティネット保証5号を活用し、緊急保証・景気対応緊急保証と別称した制度を適用した⁸⁾。2011年4月からは、とくに別称せずにセーフティネット保証5号（100%保証）を全業種指定として実施してきた。

保証残高は、2009～2011年度に35兆規模となり、中小企業向け貸出の15%弱となった。セーフティネット保証5号は、2009～2011年度に16～18兆円規模・160万者規模で利用された。条件変更は、2010～2014年度に18～20万者規模で行なわれた。2009年に金融円滑化法を施行した際に増加し、直近でも依然として高い水準となっている（リーマン・ショック前の約10.2万先から、ピーク時（2012年度）は20万先、直近の17万先まで減少してきているが、信用補完制度を利用する中小企業の約12.4%が条件変更先で、高水準である。表3）。

リーマン・ショック（2008年）時には、政府はセーフティネット保証5号（別枠・100%保証）の原則全業種に対する指定や2009年12月の中小企業金融円滑化法の施行により金融機関が貸付条件の変更（条件変更）等に努めることを促す等の措置を講じ⁹⁾、多くの倒産を回避した¹⁰⁾。2008年度以降のセーフテ

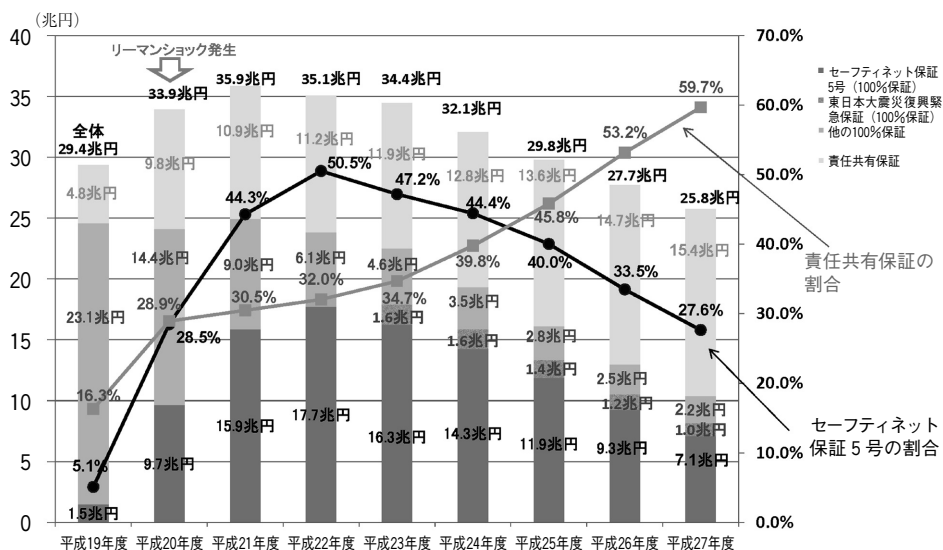
8) 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者（1号～8号）に対して、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行なう制度。

9) 中小企業金融円滑化法は、リーマン・ショック後の危機対応として2009年12月から2年間の時限措置で導入され、2回の延長を経て2013年3月まで実施された。法の期限は過ぎ

（表3）保証残高とセーフティネット5号の利用状況

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
保証残高	29.4兆 (11.8%)	33.9 (13.8)	35.9 (14.8)	35.1 (14.6)	34.4 (14.6)	32.1 (13.6)	29.8 (12.5)	27.7 (11.4)	25.8 (10.3)
SN5号	1.5兆 (5.1%)	9.7 (28.5)	5.9 (44.3)	17.7 (50.5)	16.3 (47.2)	14.3 (44.4)	11.9 (40.0)	9.3 (33.5)	7.1 (27.6)
保証利用	158.8万	158.3	160.8	158.8	155.7	151.4	146.3	141.2	136.5
条件変更	10.2万 (6.4%)	12.2 (7.7)	15.1 (9.4)	18.6 (11.7)	19.8 (12.7)	20.2 (13.3)	19.5 (13.3)	18.5 (13.1)	17.0 (12.4)

（注）保証残高の括弧は中小企業向け融資に占める割合（%）。SN5号の括弧は保証残高に占める割合（%）。保証利用と条件変更は者（先）数。条件変更の括弧は保証利用者（先）に占める割合（%）。



（出所）中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループ報告（以下の図表は同報告から引用しており、以下とくに断わらない限り同じ）

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2016/download/161226kihonmondai04.pdf>

ているが、金融円滑化の考え方は変更されていない。

- 10) 「中小企業のうち、借入条件変更企業の正確な数は把握できていないが、その数は30万～40万者存在するとされている。……これを見ると、中小企業から金融機関への条件変更の申込件数はリーマン・ショックが発生した2009年下期以降増加し、2010年度の下期には、70万件にまで増加している。足下では景気上昇の影響もあり、申込件数は減少し、2014年下期は50万件強となっている。また、申込みに対する実行割合を見ると、金融円滑化法の効果もあり、9割以上が申込みに対応しており、金融円滑化法が終了した2013年度以降も95%を超える高い水準が続いている。」（『中小企業白書2016年版』p.292。金融庁「金融審議会総会（第28回）・金融分科会（第16回）合同会合議事録」（2012年7月4日）より引用）。

条件変更債権をめぐる諸問題

(表4) 緊急保証などの効果

	緊急保証・景気対応緊急保証	(参考) 金融安定化特別保証
目的	リーマンショックへの対応	金融システム不安への対応
期間	平成20年10月31日～平成23年3月31日	平成10年10月1日～平成13年3月31日
倒産回避 (推計値)	約16,100先 (倒産件数全体：36,080件)	約9,600先 (倒産件数全体：28,487件)

(備考)

- ・特別保証の倒産・倒産回避件数は、平成12年3月末実績。平成12年度中小企業白書より抜粋。
- ・緊急保証の倒産・倒産回避件数は、平成23年3月末実績。倒産月報(東京リサーチ)、法人企業統計季報(財務省)等より、日本政策金融公庫推計。

<各種セーフティネット保証(100%保証)の実績(平成18年度～平成27年度)>

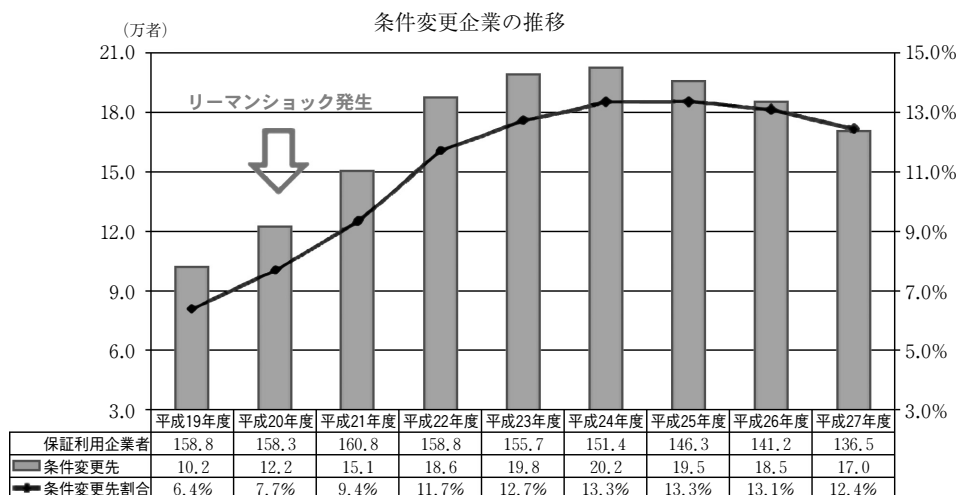
セーフティネットの種類	利用実績	保険収支	適用例
1号 連鎖倒産	2,439件(502億円)	▲63億円	・エルピーダメモリの会社更生手続開始(H24)
2号 事業活動の制限	38件(9億円)	▲12億円	・三菱自動車の生産縮小(H28)
3号 事故等の突発的災害	0件(0億円)	+2億円 (回収による収入)	・ナホトカ号流出油災害(H9)
4号 自然災害等の突発的災害	1,187件(228億円)	▲17億円	・関東・東北豪雨(常総市等)(H27) ・熊本地震(熊本県, 大分県等)(H28)
5号 不況業種	2,089,619件 (37兆6,764億円)	▲1兆2,929億円	・不況業種を指定(H28.10時点236業種) ・リーマンショック時には段階的に全業種指定して対応
6号 破綻金融機関	48,580件(7,439億円)	▲818億円	・日本振興銀行の破綻(H22)

- ※1 7号(金融機関の経営の合理化), 8号(RCCへの債権譲渡)については、「別枠」であるが「80%保証」となっている。
- ※2 上記(中小企業信用保険法に基づく制度)の他, セーフティネット関連として以下の制度も100%保証となっている。
 ・激甚災害指定時の災害関係保証(注) 上記セーフティネット保証の別枠に, 更に追加で別枠を措置
 ・東日本大震災復興緊急保証(注) 上記セーフティネット保証の別枠に, 更に追加で別枠を措置 等
- ※3 【参考】セーフティネット関連の100%保証としては以下のものがある。
 ・創業:創業関連保証 等
 ・再生:事業再生保証, 求債権消滅保証, 経営改善サポート保証(既存100%保証の同額以内借換の場合に限る)等
 ・小口:特別小口保険に係る保証, 小口零細企業保証

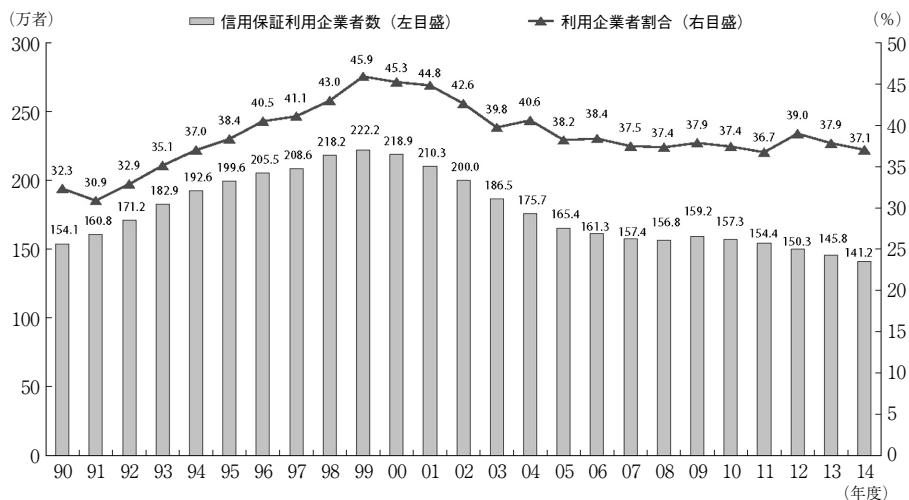
イネット保証5号(100%保証)の対象業種を拡大して対応した緊急保証・景気対応緊急保証により, 約16,100件の倒産が回避されたと推計されている(表4)。

表3に見るように, セーフティネット保証全体に占めるSN5号の割合は圧倒的である一方(97.9%), 保証残高の約50%がSN5号で(ピーク時に18兆円),

（図4） 保証の利用状況と条件変更企業



第2-5-24図 信用保証利用者の数と割合の推移



資料：総務省「事業所・企業統計調査」, 「平成21年経済センサス基礎調査」, 「平成26年経済センサス基礎調査」総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」, (一社) 全国信用保証協会連合会資料再編加工

(注) ここでいう利用企業者割合とは、中小企業の数に対する信用保証利用企業者数の割合を指す。

(出所) 『中小企業白書2016年版』p. 29。

保証利用者に占める条件変更先はピーク時で20万（その割合はピーク時で13%）だから、保証利用者の13%で、保証残高の約50%を利用していることになる。条件変更先を30~40万社とすると、SN5号で3分の2から半分のシェアを占めることになる。

前述のように、足下の問題として、リーマン・ショック時の対応等の副作用をはじめとして、信用保証制度の下で今なお単に条件変更を繰り返す状況となっている中小企業は依然として高い水準（約17万先）となっている。徒に、条件変更になっていないかの検証は必要であろう¹¹⁾。条件変更17万先のうち、半分が複数回の条件変更を受けたとすると、8～10万先が課題を抱えていると考えられる¹²⁾。

[2.3] 条件変更債権の改善

[条件変更債権の改善の必要性]

企業再生は、地方創生のみならず日本経済の再生に不可欠の課題で、今ある企業の生産性向上（「稼ぐ力」をつける）、条件変更先企業の再生がまず必要である。また、高い廃業率（会社企業で5.7%、個人企業で6.4%）をいかに抑えるか、事業承継の円滑化と並び、事業再生が重要である。事業承継には経営者親族以外の第三者などが新たな担い手になるし、都市部などの他地域からの人材を移入することも課題であるほか、経営に関わる個人保証の緩和も課題である。

再生に向けては、条件変更で「塩漬け」状態になっている企業の債務を溶かして返済負担を軽減し、新たな返済計画（経営改善・再生計画）の下で、新規資金供与（ニューマネー）が行なわれ、設備投資などによって生産性を高め、稼ぐ力をアップさせることに尽きる。公的信用保証制度に「経営改善サポート保証」が2014年にできており、この活用は経営を格段に向上させる。経営支援に中小企業診断士・公認会計士・税理士などが派遣され（費用は保証協会負担）、金融機関調整（サポート会議）も行なわれる。

中小企業は、高度な技術・サービスにより日本経済の足腰となるサプライチェーンを構成し、また、雇用・生活やコミュニティの維持という形で地域経済を支える重要な存在である。将来にわたってこうした状況を持続・発展させるためには、中小企業の経営努力と、地域の金融機関が資金供給・経営支援を通じてこれを支えるメカニズムが恒常的に働く事業環境を整備していくことが重

11) 金融機関から条件変更が認められた企業のうち、半数となる50.4%の企業が、複数回の条件変更を受けた経験があると答えている（『中小企業白書2016年版』p.345）。

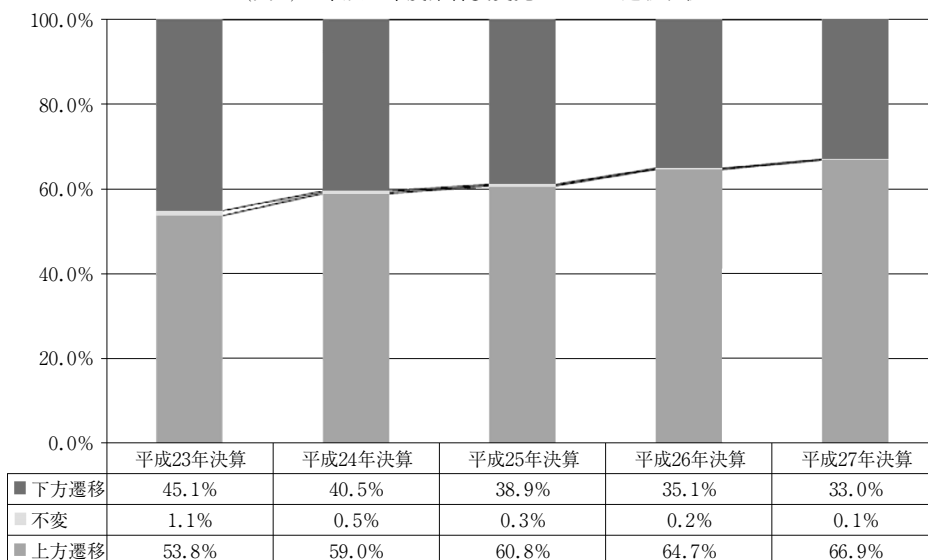
12) SN5号の利用先数が公表されていないので、条件変更先に占めるシェアは不明である。中小企業庁の2013年12月の「セーフティネット保証への取組みについて」によれば、SN5号の承諾件数は135,861件であるから、条件変更先の約70%を占める。

要となる。

このため、中長期的には信用補完制度の見直し全体を通じて、中小企業に寄り添う姿勢の金融機関の対応を保証協会が適切にリスクシェアをしながら支える仕組みとすることで、信用保証で保全されていることにより支援姿勢が不十分となっただけで経営改善・事業再生が進まなくなるといった事態を回避するとともに、適切な信用創造・リスク緩和により、中小企業の事業の成長・発展を支えていくことが求められる。

一方、条件変更を継続する中小企業は減少傾向にあるが、少なくない。条件変更とは、当初の返済期限を延期するなど貸付条件の変更を行なうことである。条件変更を行なうと、一般的には当該条件変更がなされた債務を完済するまでは、新規の借入れが困難となる。したがって、債務返済に忙殺されるため、事業を新展開する余裕がなく、いわば放置される。金融機関も債務の回収に専心するため、当該企業が返済を約定通り行なう限り、特段の対応をしない可能性が高い。新規融資による設備投資が必要な場合でも、放置される。外部専門家などが介在して、債務減少と事業の新展開を行なわない限り、条件変更先は

（図5）平成22年度条件変更先のリスク遷移状況



（注）平成28年3月末時点で入力のある法人企業の決算データを集計。そのうち平成22年度中に条件変更を実施した先を抽出し、平成22年決算と平成23年以降の各決算におけるCRD財務3年PD (probability of default) をそれぞれ比較。

（出所）中小企業庁資料。

living dead となってしまう。

図5にあるように、2010年度に条件変更を受けた先が、2015年度までに経営改善が見られたかを見ると、上方遷移（ランクアップ）した先は67%，ランクダウン（下方遷移）した先は33%，ランクアップ・ランクダウンのいずれでもない先は0.1%であった。事業再生計画を進める「経営改善サポート保証制度」の活用など積極的な事業再生が必要であるが¹³⁾、その成果は十分ではない。金融機関はもとより保証協会の積極的な対応が期待される。

〔経営改善計画の策定〕

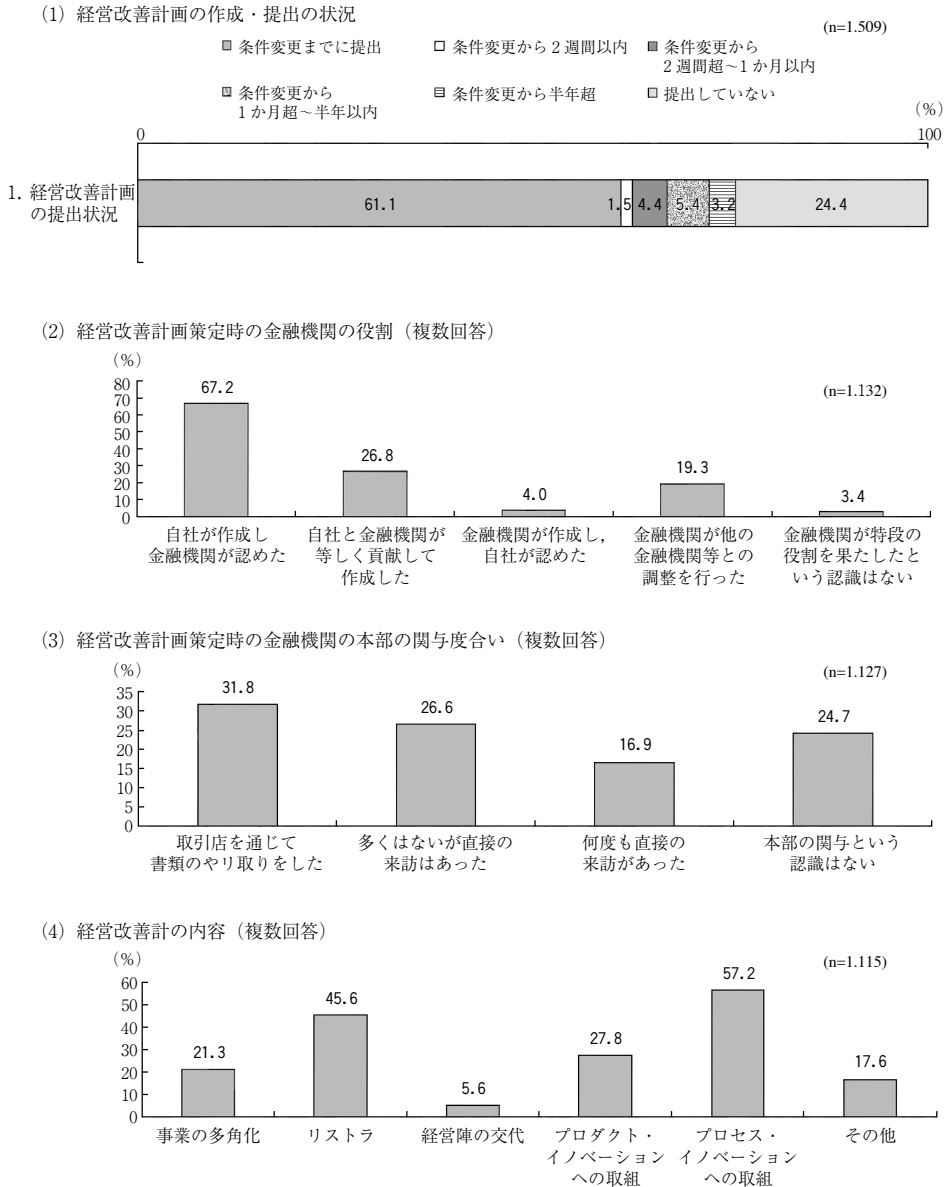
条件変更債権が、開示債権にならないようにするためには、実抜計画や合実計画が必要となるので、金融機関が企業の条件変更を認める際は、企業に対して経営改善計画の提出を求めることが多い。『中小企業白書 2016年版』によれば、経営改善計画の提出を行なった企業は75.6%であり、全体の4分の3が提出していることが分かる（図6¹⁴⁾）。また、61.1%の企業が条件変更を行なうまでに経営改善計画を提出している。同『白書』の分析では、「経営改善計画を策定する際の金融機関の役割を見ると、67.2%の企業が「自社が作成し金融機関が認めた」と回答しており、企業独自で経営改善計画を策定している割合が高いことが分かる。他方で、「自社と金融機関が等しく貢献して作成した」、「金融機関が作成し、自社が認めた」と回答した企業がそれぞれ26.8%，4.0%になっており、4分の1程度の企業は金融機関の支援を受けな

13) 「事業再生計画実施関連保証制度」が正式名称で、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行なう中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業担保や信用保証が十分に提供されているために金融機関が提出を求めないケース、金融機関に書類を提出しているものの、内容が簡便であるため企業がその書類を経営改善計画と認識していないケース、金融機関・企業それぞれにおける人的・物的な資源の制約により計画提出ができないケース等、様々な理由が考えられる。再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする保証制度。

14) 金融機関に条件変更を認められた企業のうち、全体の4分の1にあたる24.4%は経営改善計画を提出していないことになるが、その理由についてはアンケート調査での調査は行なわれていない。ただし、条件変更時から1年を経たおらずこれからの計画提出を考えているケースや、担保や信用保証が十分に提供されているために金融機関が提出を求めないケース、金融機関に書類を提出しているものの、内容が簡便であるため企業がその書類を経営改善計画と認識していないケース、金融機関・企業それぞれにおける人的・物的な資源の制約により計画提出ができないケース等、様々な理由が考えられる。

(図 6)

第2-5-69図 経営改善の提出状況と計画策定時の金融機関の役割



資料：(独) 経済産業研究所「金融円滑化法終了後における金融実態調査」

- (注) 1. 金融円滑化法施行後に初めて条件変更を認められた企業を集計している。
 2. プロダクト・イノベーションとは、自社の商品・サービスについて、新たなものを開発・提供することや、既存のものを大幅に改善することをいう。また、プロセス・イノベーションとは、商品の製造方法やサービスの提供方法について、新しい方法を導入することや、既存のものを大幅に改善することをいう。
 3. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

(出所) 『中小企業白書 2016年版』 p. 348。

がら経営改善計画を策定していることが分かる。

こうした経営改善計画策定時の金融機関の本部の関与度合いを見ると、「取引店を通じて書類のやり取りをした」、「多くはないが直接の来訪はあった」と回答している企業が、それぞれ31.8%、26.6%となっている一方で、「本部の関与という認識はない」が24.7%となっており、4分の3程度の企業は、金融機関の本部から何らかの関与を受けていることが分かる。

こうした経営改善計画の内容をみると、「リストラ」が45.6%、「プロセス・イノベーションへの取組」が57.2%となっており、新事業展開や新商品・新サービスの開発等の新しい付加価値を生み出す取組よりも、人員削減によるコストカットや、既存の商品・サービスの製造方法や提供方法の見直しが重要視されている。

経営改善計画を策定するに当たり、条件変更を認めた金融機関以外に、相談したり助言を得たりした相手を見たものである。「税理士・公認会計士」と回答した企業が50.0%と最も多く、続いて「条件変更を認めた他の金融機関」が37.8%となっている。前項では投資を実施する際の相談相手として「税理士・公認会計士」、「金融機関」が多く挙げられたが、こうした条件変更時の経営改善計画策定時にも、「税理士・公認会計士」や「金融機関」が重要な役割を果たしているといえる。」(pp. 346~349)

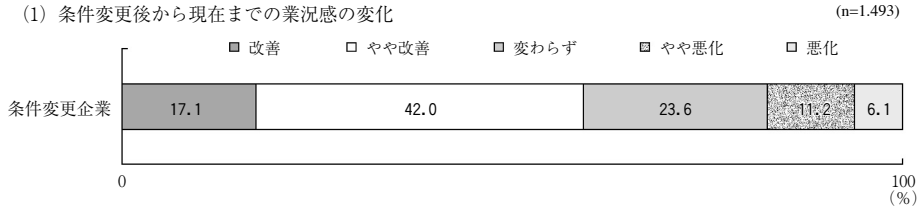
となっている。

条件変更後の状況を見ると(同『白書』)、「業況感の変化を見ると、「改善」が17.1%、「やや改善」が42.0%であり、6割弱の企業の業況が改善傾向にある。他方で、「悪化」が6.1%、「やや悪化」が11.2%であり、2割弱の企業が更に業況が悪化している。

その業況が変化した理由は、業況改善企業、業況悪化企業それぞれ「コストを削減した／コストが増加した」と回答した企業が最も高く、コスト削減の成否が業況の改善に最も効果があると考えられる。また、「経営者や社員が危機感を持つようになった／経営者や社員の危機意識が高まらなかった」や、「経営改善計画が良い指針となった／経営改善計画が十分ではなかった」の項目も高い。このことから、業況が悪化し条件変更に至った状況を直視し、経営者や社員が危機感を持ち、実現性の高い経営改善計画を策定し、社員一丸となってコスト削減に注力することが経営を改善させていくには必要であることが分

（図 7）

第 2-5-71 図 条件変更後の業況感とその変化の要因



（出所）『中小企業白書 2016 年版』p. 351。

かる。

また、金融機関との関係を見ると、業況改善企業は「金融機関に何でも相談できるようになった」が 50.7% と最も高く、業況悪化企業は「金融機関から前向きな資金を得られなかった」が 70.7% となっている。業況悪化企業は資金不足が業況悪化の要因と考えている一方で、業況改善企業は様々な相談を金融機関に行えたことが業況改善の要因と考えている。

企業が業況を改善させるためには成長に向けた資金が不可欠であることは疑いの余地がないが、金融機関に資金面だけではない様々な相談を行い、そうした相談の中で共有された経営課題を解決するために、金融機関が提供する経営支援サービスを受けることも、業況改善の近道になると考えられる。」(pp. 349~350)

と分析している（図 7）。

[2.4] 対応すべき条件変更先

条件変更企業は、然るべき経営改善計画等があれば、不良債権としてカウントされない。したがって、条件変更先＝開示債権、ではないので、真に問題のある債務者あるいは不良債権に近い債務を背負っている企業への支援が真に必要といえる。注 2 に指摘したように、金融庁は条件変更企業数を 30~40 万社、そのうち問題のある企業数（改善計画ができていないような債務者、したがって不良債権になっているような債務者）は、5~6 万社程度と見ている。

その根拠は示されていないが、推計すると、条件変更先のうち、複数回変更を行なっている先を長期変更先と仮定し、その割合が 40~50% と仮定する。この複数回変更先（長期変更先）について、経営改善計画策定のない先を 50%

条件変更債権をめぐる諸問題

(表5) 対応すべき条件変更先

(単位：万社)

				経営改善計画なし(24.4%)		経営改善支援なし(50%)	
				条件変更先 (FSA)			
				30万社	40万社	30万社	40万社
条件変更先 (FSA)		30万社	40万社	7.3	9.8	15	20
複数回(長期) 変更先	50%	15	20	3.7	4.9	7.5	10
	40%	12	16	2.9	3.9	6	8
				17万社	20万社	17万社	20万社
保証利用条件変更先		17万社	20万社	4.1	4.9	8.5	10
複数回(長期) 変更先	50%	8.5	10	2.1	2.4	4.3	5
	40%	6.8	8	1.7	2.0	2.7	4
SN5号：70%として		11.9	14	2.9	3.4	6.0	7
複数回(長期) 変更先	50%	6.0	7.0	1.5	1.7	3.0	3.5
	40%	4.8	5.6	1.2	1.4	2.4	2.8

*) 保証利用条件変更先の17万社は2015年度、20万社はピーク時の2012年度。

**) SN5号利用者は保証利用先の70%と仮定した。

***) 金融機関の「経営改善支援なし」の50%は金融庁のアンケート、「経営改善計画なし」の24.4%は『中小企業白書2016年版』による。

あるいは『中小企業白書2016年版』で示された約25%と仮定する。表5がその結果であるが、シャドーを付した部分が、複数回変更先(長期変更先)でかつ経営改善計画も未作成である先である。

条件変更先を30~40万社とした場合でも、問題のある企業数は、3~10万社となるほか、公的信用保証を利用したうち条件変更した先の場合でも1.7~5万社程度である。さらに、セーフティネット保証5号を利用した先について見ると1.2~3.5万社である。

公的信用保証を利用している中小企業は、約35%程度であるので、中小企業全体の3分の1を反映していると仮定すると、単純に3倍すると、問題のある企業数は5~15万社である。保証を利用していない企業は優良企業なので、その割合を3分の1程度とすれば、問題のある企業は3.5~10万社程度となる。この数字は先の問題のある企業数3~10万社とほぼ一致する。

いずれにしても、p.3の注2、p.24の注10で指摘した金融庁の推計である5~6万社と大きく乖離してはいない。

3. 経営支援・再生支援における信用保証協会の機能

[3.1] 保証協会の経営支援等

リーマン・ショック時の対応等により、条件変更先が急増したことを受けて、信用補完制度では多くの取組みを展開している。すなわち、①事業再生・経営改善に係わる地域の関係者を一堂に会し相互に目線を合わせる「中小企業支援ネットワーク」の全国展開、②金融支援を個別にサポートする枠組み（経営サポート会議）等を実施するとともに、③金融機関等の経営支援を前提とする経営力強化保証の創設等の対応を実施、④2015年度からは、メインバンク等の機能が不在となり、実質的に経営改善・事業再生が進まない条件変先等を変更別に保証協会が支援する取組を全国的に開始した。

① 中小企業支援ネットワークの構築

・経営改善・事業再生・事業承継等の局面においては、関係者相互の目線合わせが不可欠となるので、保証協会が事務局となり、全国各地域の経営改善・事業再生に係わるプレーヤー（商工団体、金融機関、支援専門家、国・自治体等）を一堂に会し、ベストプラクティスの共有、ネットワークの形成等を行なう。2015年度末開催実績 443 回。

② 経営サポート会議

・経営改善に不可欠となる金融支援の実施に際して、複数金融機関が関与し経営者にとって調整コストが負担となる場合に保証協会が事務局としてサポートする。2015年度に開催実績 6,524 企業、2014年度に 5,426 企業。

③ 経営改善・事業再生を加速化する保証メニューの充実

・条件変更中でも経営改善に必要となる新規資金の調達等を可能とするため、経営力強化保証（2016年10月末実績 12,399 件、2,959 億円）¹⁵⁾、経営改善サポート保証（2016年10月末実績 3,808 件、1,024 億円）等の保証メニューを

15) 2012年10月創設の一般保証。金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行ない、中小企業者の経営力の強化を図る金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行なう（四半期毎）。金融機関は、保証協会に年1回報告し、中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、計画の修正指導、助言、追加的な経営支援を行なう。保証料の減免あり。

創設した。条件変更改善型借換制度も 2016 年 1 月に創設。

④ 個社支援

- ・保証協会職員が外部専門家（中小企業診断士等）と伴に中小企業を直接訪問し、経営相談や経営改善計画の策定支援等を実施。「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を措置し、2015 年度末派遣実績 3,955 企業（14,458 回）。とくに、小規模事業者は数も多く、金融機関だけで十分な対応が困難であることから、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の認定支援機関）の協力を得て、経営改善計画の策定を支援する制度を創設した（2013 年 3 月）。経営改善計画策定費用や資産査定費用、フォローアップ費用を補助する。2016 年 9 月末での利用実績は約 12,000 件となっており、小規模事業者の利用が多い（従業員 10 人未満が約半数）。
- ・2015 年度から、メインバンク等の機能が不在となり、実質的に経営改善・事業再生が進まない条件変更先等を個別に保証協会が支援する取組を全国的に開始した。

このように、メニューは整備されてきたが、たとえば経営改善サポート保証などに見られるように、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図り、地域経済の発展を促進するため、信用保証協会の地域金融機関等と連携した経営支援の取組が重要である。

[3.2] 保証協会の取組み

保証協会は、返済条件の変更や、借換保証制度などにより、中小企業の再生に積極的に協力しているが、中小企業再生の社会的意義の増大や再生環境の整備に伴い、中小企業の再生支援に係る取組をより強化することが望まれる。各保証協会は、積極的に中小企業の再生支援に取り組むための相談窓口の設置や再生支援専門のチームの創設などの体制整備が必要である。再生支援関係で、保証付き債権の譲渡、求償権の放棄・譲渡、求償先への新規保証といった従来困難とされた事案についても実施していくことが、制度の方向として望ましい。

経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化のため、保証協会と金融機関の連携による支援・情報共有、各種支援機関との連携、金融機関との審査一元化、再生支援部署の組成や中小企業診断士有資格者の増員等の人材育成を

実施している。

とくに、中小企業の経営支援については、保証協会を事務局として、金融機関、事業再生の専門家、法務・会計・税務の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築し、関係者の経営改善・事業再生ノウハウの向上を目的として、定期的な情報交換会や研修会を実施（400回以上開催）した。また、保証協会が事務局となり、個別企業の金融調整支援を通じた再生支援を行なう「経営サポート会議（バンクーミーティング）」を開催（2012年以降で1万回以上）した。

再生支援については、一定の要件の下、求償権を消滅させる保証の取り扱いを開始、求償権の放棄・不等価譲渡、DDS（債権者が既存の債権を返済順位の低い資本的な劣後ローンの債権に変更すること）等の制度を導入してきた。加えて、再生支援の迅速化のため、保証付き債権の譲渡先に再生ファンド、サービサーを追加、再生支援の担い手の多様化を踏まえ、求償権放棄等を行なう際の再生計画策定支援の担い手を順次拡大、地域における再生ファンド組成を促すため、協会の業務に再生ファンドへの出資を追加する等の取組を実施してきた。

[3.3] 経営改善サポート保証

経営改善サポート保証は、再生の局面で、認定支援機関等の指導・助言を受けて作成した再生計画等で、一定の要件を満たしているものに対し、再生計画の実施にかかる資金を支援し、経営の改善をサポートする制度で、定期的に計画の実施状況を金融機関に報告（四半期毎）、金融機関は年度毎に保証協会に報告し、再生の進捗状況を関係者間で情報共有することにより、計画の実現性を高め、迅速な経営改善に繋げることを企図している。保証料の減免がある。

経営改善サポート保証などは、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図り、地域経済の発展を促進するため、信用保証協会の地域金融機関等と連携した経営支援の取組をベースとしている。具体的には、計画段階で協会職員や外部専門家（診断士等）が企業に訪問し、経営相談の対応や経営改善計画の策定等をサポートし、経営改善・再生計画を策定する（「お墨付き」の効果）。その実行段階で、その事業費の補助（経営改善サポート保証）を行ない、金融機関が積極的に融資・経営支援を行なうもので、実効性が高い¹⁶⁾。中小企業診断士・税理士などの専門家は計画策定だけでなく、フォローアップなどでも関与する。

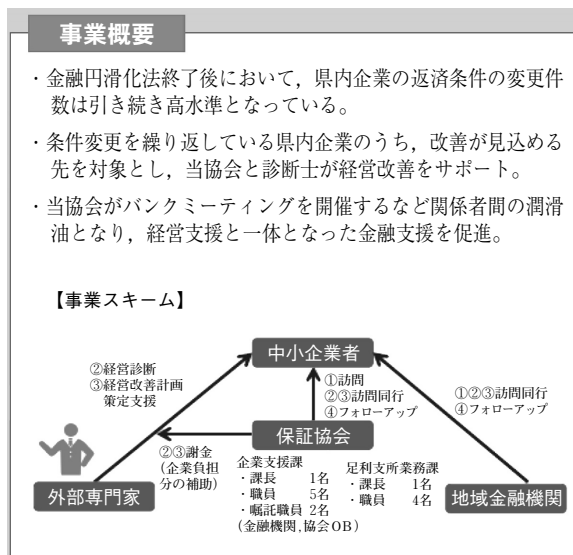
ある保証協会は、条件変更を繰り返している県内企業のうち、改善が見込める先を対象とし、当協会と診断士が経営改善をサポートする。保証協会がバンクミーティングを開催するなど関係者間の潤滑油となり、経営支援と一体となった金融支援を促進する。当事者がサポート会議やバンクミーティングを行ない、問題点の共有・解決策の推進を行なうスキームなどが有効である。とくに、経営改善計画により既往債務の圧縮・見直しなどを行ないニューマネー（新規融資）による事業回復が必要である。その際、中小企業診断士・税理士など専門家の役割は計画策定だけでなく、フォローアップなどでも重要となる。

「経営改善サポート保証」は、保証協会が単に保証を行なうのではなく、経営支援に積極的に関わる点が特色がある。外部専門家の活用だけでなく、債権者間の調整もサポート会議、バンクミーティングで行なう。とくに、条件変更を行なうと新規融資を受けられないので、複数債務を一本化するなどにより返済の正常化を行なう。たとえば、借換保証によるスキームなどである。この場合、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証が可能になる¹⁷⁾。経営力強化保証制度も似たコンセプトで、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営

16) 2014年1月20日に産業競争力強化法が施行され、それに伴い「経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）」が始まった。この制度は、一般保証ではなく、別枠保証であり、いわゆるリスケ（金融機関に対する条件変更）から卒業するためのツールである。中小企業再生支援協議会や経営サポート会議（金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み）等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組みを後押しする趣旨で設けられた。保証枠が一般保証とは別枠で、保証期間が分割返済の場合15年以内（据置期間1年以内）と長期になっている。経営改善計画の策定・実行が条件で、計画の実施状況を金融機関に対して四半期毎に報告義務がある。最大のメリットは、この経営改善サポート保証制度を使って、現在の借入金を借り換えることで、融資が正常債権に移行できることにある。四半期毎のモニタリングは必要になるが、場合によっては新規融資の可能性も出てくる。なお、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援した場合、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用やフォローアップ費用の総額については、その3分の2（上限200万円）を経営改善支援センター（全都道府県の中小企業再生支援協議会に設置された機関）が負担する。

17) 経営改善計画の提出を行なった企業は75.6%であり、全体の4分の3が提出していることが分かる。また、61.1%の企業が条件変更を行なうまでに経営改善計画を提出している（『中小企業白書2016年版』p.346）。

（図8）保証協会の対応例

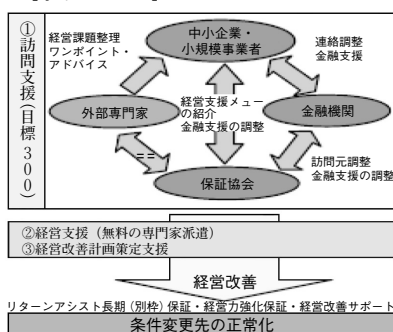


事業概要・実績

事業概要

- ・経営の安定に支障が生じている事業者に対して経営状況の改善を促進するため、金融機関と連携。
- ・当協会では企業を訪問する段階から神奈川県中小企業診断協会の専門家と同行することに特色（①訪問支援）。
- ・専門家によるヒアリングでSWOT分析を行い経営課題を浮き彫りにし、経営者の「気付き」を促し、②経営支援③経営改善計画策定支援に繋げる。

【事業スキーム】



（出所）中小企業庁資料。

***）条件変更改善型借換制度**

中小企業庁は、2016年1月20日に成立した2015年度補正予算により、信用保証協会による条件変更改善型借換保証制度の創設を行なった（一般保証）。

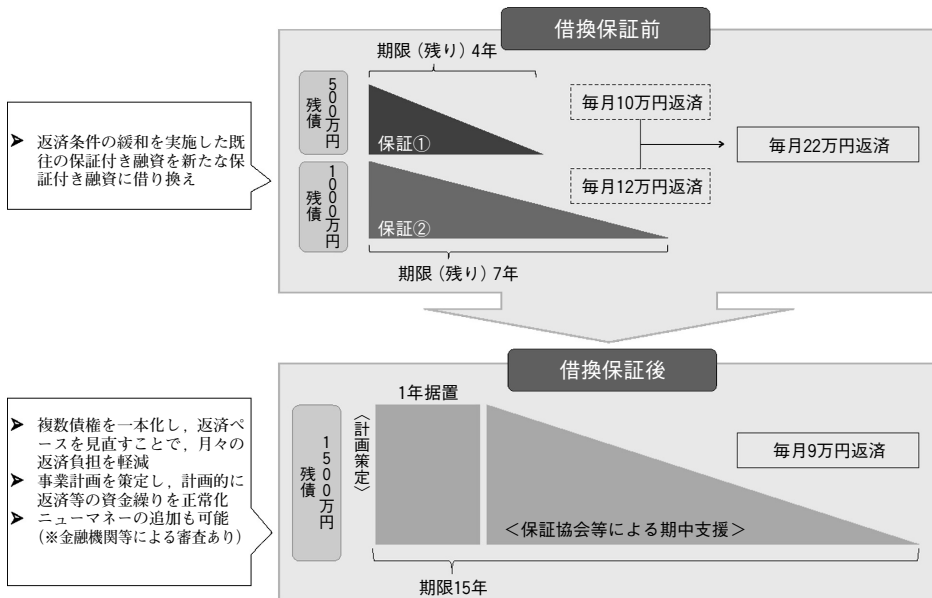
条件変更債権をめぐる諸問題

(図8 つづき)

本制度により、経営者に経営改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業等は、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えることが可能となる。また、金融機関による審査が必要となるが、新たな資金を追加し、増額して借り換えることも可能となる。

信用保証協会の信用保証付き融資は、業況悪化等により返済条件の緩和を実施すると、返済条件を緩和した借入れが完済するまで、原則信用保証協会より新たな信用保証付き融資を受けることができない。本制度は、返済条件の緩和に至った経緯等の状況説明書を作成すること、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ事業計画の策定を行なうこと、策定した事業計画の進捗報告を四半期に一度報告を行なうことが利用の前提条件になっているが、企業がこうした条件を満たすことで借換を行ない、資金繰りの改善が見込まれる。こうした制度の利用により、銀行取引が正常化され、中小企業が新たな成長投資に踏み込める環境が整うことが期待されている。

コラム 2-5-2① 図 条件変更改善型借換保証のイメージ図



(出所) 『中小企業白書 2016 年版』 p. 353。

支援を行ない、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的としている（保証料の減免あり）。

[3.4] 金融機関の課題・中小企業の問題

[ステークホルダーの取組み]

経営改善は保証協会だけでなく、金融機関や事業者自身の取組みが重要であるが、何れについても濃淡がある。

金融機関について見ると、取組みの見られる金融機関は、地域の中小企業を支えるメインバンクとしての意識・姿勢があり（メインバンクではない場合にも地域の当事者行としての意識・姿勢）、事業者と信頼関係が構築されている。

経営者が本業に注力できるよう資金繰りを安定させることはもとより、事業内容を理解し、経営課題・事業承継等の経営者の悩みを把握して改善策を提案することや、潜在的な成長の可能性を見出している資金供給が行なわれている。信用保証を利用する場合においても、保証協会と事業者支援の観点から目線を合わせ、事業を評価して融資を行ない、その後のモニタリング・支援姿勢を崩さない。

一方、取組みの弱い金融機関は、担保・保証（特に100%保証）により保全されていることにより、モニタリングによる初期症状の把握や事業を評価した融資が行なわれない。こうした中で、経営者との信頼関係も薄れ、経営改善が進まない。

また、顧客の事業が好調な時にはプロパー融資（低金利）による貸出競争の状況となるが、事業が傾いた場合には、コストの掛かる経営支援や融資の継続（折り返し等）が行なわれない。

同一事業者に複数行が関与する場合において、上記のような一部の金融機関の対応と、腰を据えて経営改善に取り組む他の金融機関等との間で支援の目線が揃わない。事業者側が、金利面で金融機関を選択し、経営改善に向けて厳しい指摘をする金融機関を避けることも少なからずある。

[中小企業側の問題]

中小企業側にも課題がある。

自社の経営状況を客観的に把握・認識できておらず（どんぶり勘定、経費の公

私混同、赤字受注等)、過去の成功体験への固執等により金融機関・支援専門家等の意見を受け入れられない。改善意欲はあるものの、金融機関とのコミュニケーションが図れない(信頼関係がなく経営者にとって不利となる情報を開示できない、相談すべき相手であるはずのメインバンクが不在等)。

また、複数行・複数債務により資金バランスが崩れ、当座の売上確保と資金調達(毎月の支払い、給与等)を繰り返すことで精一杯となり、課題解決や本業に注力できない。

これに対して、経営改善の進む中小企業は、自社の経営状況を把握し、事業規模に応じて経費コントロール、採算管理、資金繰り管理を行なう等の対応が日頃から行なわれている。メインバンク等とのコミュニケーションがあり、信頼性のある財務情報、資金繰り表、改善計画を提出し、経営課題等について相談ができています。条件変更の下でも時間をかけながら改善策が進められている。足下の財務改善だけでなく、新たな製品・サービスや販路開拓等に積極的に取り組んでいる。

[金融機関の取組み例]

条件変更先の状況について、積極的に経営支援を行なう金融機関の例では、5~6割程度が条件変更から脱却している。一方で、再生が困難な層も3~4割程度は存在しており、これらの中小企業は100%保証のみが多い状況となっている。

今後、こうした状況とならないようにリスク分担の在り方を見直すとともに、現状条件変更を繰り返す中小企業に対しては、保証協会による経営支援等を行ない、条件変更から脱却させていくことが重要となる。

経営支援に積極的に取り組む金融機関の対応例をみると、

- ・条件変更先は約900者(貸付先は約9,000先)、
- ・当該条件変更先を以下のように整理して対応(A~Eでランク付けし、更に課題別にカテゴライズし、優先順位を決めて対応)、
- ・今年度は、以下の「C」のうち、課題が明確となっている先から重点対応、というように、一律に対応策を考えるのではなく、個社毎にランク付けや課題別のカテゴライズを行ない、優先順位を決めて、期中管理・複数債務の一本化、再生計画などのほか、個社毎の課題解決に取り組んでいる(図9にあるように、

（図9） 金融機関の取組み例

評価	対応	先数	課題
A：自助努力で改善傾向の先	・期中管理でフォロー	約100先	<個社毎の課題を整理> ・経営者の資質(姿勢・意識) ・営業力・販路の不足 ・技術力・商品設計力不足 ・従業員問題 ・経費管理(共勘定, 赤字受注) ・在庫管理(在庫過多) ・本業キャッシュフローの状況 ・赤字事業に対する方針未定 ・後継者問題 等
B：ソフト支援で改善方向の先	・期中管理と助言等 ・複数債務の一本化等	約200先	
C：重点的な支援により再生の可能性のある先	・複数債務の一本化 ・赤字事業の整理, 債権カット等	約150先	
D：見極めが必要となる先	・実質的な再生計画の有無, 計画と実態の乖離等から見極め	約300先	
E：再生困難と考えられる先	・経営者の事業継続の意思を尊重して廃業等を決定	約150先	

全ての条件変更先について業況・課題, 支援方針を整理して順次対応

重症・軽症といった症状に応じて着手する順番・方針が決められている

業況の上方遷移は6~7割 (下方遷移は3~4割)

顧客毎の課題をカルテ化し, 処方箋や支援方針が明確

積極的に支援を行う金融機関でも, D・Eとなるとフル保全(100%保証のみ)が多い状況となっている。

(出所) 中小企業庁資料。

経営者の資質, 営業力, 技術力, 従業員, 経営管理, 後継者など)。

[3.5] 円滑化法の出口戦略

前述したように, リーマン・ショック時の対応等の副作用をはじめとして, 信用保証制度の下で今なお単に条件変更を繰り返す状況となっている中小企業は依然として高い水準(約17万先)となっている。条件変更を行なうと, 一般的には当該条件変更がなされた債務を完済するまでは, 新規の借入れが困難となる。

これも前述のように, 条件変更中の中小企業においては, 経営者の返済正常化に向けた意識が乏しい場合や, 金融機関の支援姿勢が不明確となり実質的な経営改善が進まないといった実態がある一方, 条件変更の下でも, 事業再生や生業維持等に係る経営者の強い意志と, これを支える金融機関の姿勢があり, 時間をかけながらも進められている実態もある。

いずれにせよ, 一般的に条件変更中の中小企業においては設備更新や運転資金確保のための新規調達が困難であり, このために徐々に経営が先細り事業を継続していくことが困難になりやすい。また, 経営改善が進まないことが事業

承継を困難にする大きな一因ともなっている。更に、次なる外生的ショックが生じた場合において追加資金の調達が困難となるため、多くの倒産に繋がりがねない。

中長期的に日本経済の足腰を頑健なものとしていくためには、総じて景況が安定している状況の中で、今一度、中小企業、金融機関、保証協会等の支援機関に求められる取組・役割を整理し、事業再生・経営改善を前向きに進めていくことが重要である。

2012年3月30日、中小企業金融円滑化法を1年延長するための改正法案と企業再生支援機構法の支援決定期限を1年延長するための改正法案が成立した。これを受けて、4月20日に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」が、内閣府・金融庁・中小企業庁によって公表された。この政策パッケージは中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るために取り組むべき施策の枠組みを提示している¹⁸⁾。その柱は、

- ・金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ・企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化
- ・その他経営改善・事業再生支援の環境整備

である。

円滑化法の出口戦略パッケージの根幹は、中小企業の経営改善・事業再生の促進で、特に中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性の向上にある。現状の事業再生スキームを、数量ベースで見るとその効果は限定的である。2012年3月末までで、企業再生支援機構の対象案件は28件、中小企業再生支援協議会の相談件数・再生計画完了件数は23,881件・3,200件である一方、貸出条件の変更等の状況は、2012年3月末までで申込み件数・金額は3,133,742件・857,315億円、実行件数・金額は2,893,387件・797,501億円となっている。金融機関の中小企業向け貸出残高は、2011年12月末で222.9兆円なので、貸出条件の変更額は貸出残高の35.78%の規模になる。

18) 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ(2012年4月)として、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、②企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化、③その他経営改善・事業再生支援の環境整備、の三つの取組を強力に進め、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図ることが打ち出された。

これまでの事業再生の実現状況をみると、企業再生支援機構と中小企業再生支援協議会の対象件数が占める貸出条件変更に対する割合は、相談件数ベースで0.76%、再生計画策定完了件数ベースで0.11%である。極論すれば、事業再生の実績は、当面解決すべき貸出条件変更額に対して圧倒的に小さく、ネグリジブルともいえる。したがって、企業再生支援機構と中小企業再生支援協議会の活動を格段に高めていくことが期待される。とはいえ、出口戦略の政策パッケージにある年間で3,000件程度の相談件数では、289万件の貸出債権変更件数の処理には900年超の期間を要することになる。対象企業数では30万社程度とされるので、それでも処理には100年規模の期間になる。両機関の有機的連携だけでは不十分で、金融機関が自立的に処理することが求められている¹⁹⁾。条件変更先で喫緊に対応の必要な先は数万社～10万社程度とすると、10～30年程度で対応可能かもしれない。

中小企業の再生には、法的整理（破産法，民事再生法，会社更生法などの法的手続に従って裁判所の管轄下で処理）と私的整理（法的手続によらずに債権者と債務者との自主的協議による処理）があり、それぞれ企業を解体する清算型と、事業継続を図る再建型に大別でき、後者が企業再生スキームとして用いられる。法的整理の難しさ（手続の柔軟性の無さ・時間や費用がかかる）から、私的整理として事業再生ファンドへの債権譲渡，会社分割方式による債権処理（第二会社方式），再生支援協議会等の関与による債務免除・条件変更，金融機関独自のコンサルティングなどが活用されてきた。これらに加えて，DDS（資本金借入金，資本的劣後ローン），ABL（動産担保貸出）などにも注目が集まっている。特に，DDSの活用は，既存借入金の資本金借入金への変更は円滑化対象企業のバランスシートを改善し，新規融資の容易化等で経営改善計画等の策定に貢献するほか，金融機関の債務者区分のランクアップに繋がる効果を持つ。

重要なことは，DDSを活用する場合，事業再生に対しては有効である一方，安易に活用されると不良債権処理の先送りに繋がることである。金融機関は単なる延命策としてDDSを活用するのではなく，リレーションシップ・バンキングを深化・徹底すること，とりわけコンサルティング機能の発揮が出口戦略の根幹である。

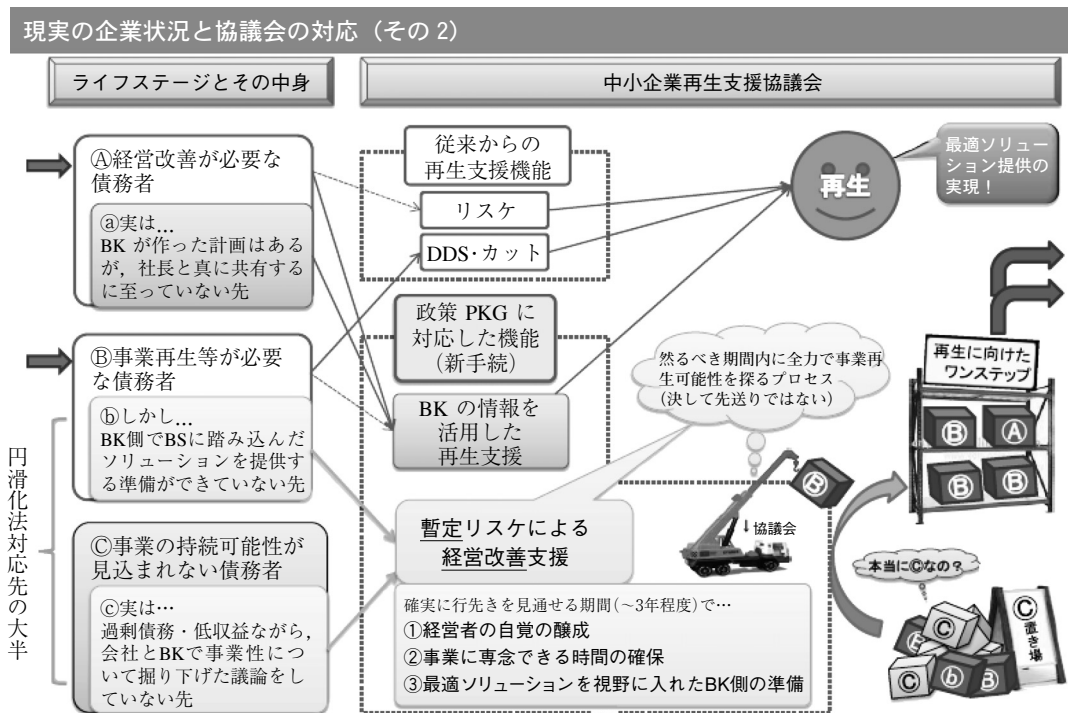
19) 政策パッケージに基づき、常駐専門家数の増員など体制強化を行ない、2012年度から2014年度までに11,000件以上の相談を実施し、6,500件以上の支援を実施。

[3.6] 暫定リスク²⁰⁾

2009年12月施行の中小企業金融円滑化法は2013年3月に終了したが、円滑化法が実施された期間中にリスクを実施した企業数は推計で30~40万社ともいわれる。この40万社に対して、円滑化法終了後においては、業績の回復及び返済の道筋を示す準備期間として3年間の猶予期間が設けられた。この3年間の期間は「暫定リスク期間」と呼ばれている。暫定リスクは2012~2014年度に約3,000件に達したといわれ、2015年度以降3年間にリスクから抜本的再生計画に移行することとされている。

中小企業再生支援全国本部は、金融円滑化法終了後の企業再生に関し、3年間の「暫定リスク」という方針を示した。中小企業の殆どは経営資源に乏しく、

(図10)



(出所) 藤原敬三「中小企業再生支援協議会の現状」2012年12月17日。(日本銀行ホームページ)

20) 「1年間または数年間はリスクを前提に弁済方法を暫定的に決定するが、その後の弁済方法は更新時の経済状況等を踏まえて改めて協議するという方式」を暫定型分割弁済方式というが、この暫定型分割弁済方式が金融支援としてリスクスケジュールである点に注目して暫定リスクという (伊藤真・門口正人・園尾隆司・山本和彦編 [2013] p. 360)。

一旦財務上困窮すると1年や2年での事業収益性の回復は困難であるため、その回復（猶予）期間を3年とし、この間を「経営者の自覚の醸成」「事業に専念できる時間の確保」「最適ソリューションを視野に入れた金融機関側の準備」に当てるという考え方である。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2014年12月17日閣議決定）」においても中小零細企業の「事業再生、経営改善支援」の促進が決定された。つまり、返済猶予を行なっている企業、それを支援する支援機関・専門サービス業が、単なる返済猶予申請の繰り返しではなく、実抜計画・合実計画と認定される経営改善計画書策定により、3年間という「暫定リスク期間」での真の再生が求められる²¹⁾。藤原 [2012] は、円滑化法対応先企業の相当部分が、暫定リスクによる経営改善支援が必要としている（図10）。

4. まとめ

リーマン・ショック後、条件変更を繰り返す状況となっている事業者の経営改善・事業再生（さらには事業承継）について、景況が安定している状況の中で、迅速に対応していく必要がある。将来同様の事態を繰り返すことを避けるため、信用補完制度の見直し全体を通じた対応をとともに、初期症状の段階での予防的対応も重要となる。この点で、事業者、金融機関、保証協会それぞれに求められる対応は以下の通りであろう。

経営改善・事業再生の主役は事業者自身であることを認識し、返済正常化・経営改善を完遂する意思の下で、まずは自らの置かれた経営状況、課題、強み等を「見える化」することが改善に向けての第一歩となる。必要に応じて専門家からの支援も受けつつ資金繰り管理、規模に応じた経費コントロール、採算管理等を行ない、メインバンク等の金融機関に対して信頼性の高い情報を開示して進めていくことが重要となる。

メインバンクを始めとする金融機関においては、事業者とのコミュニケーションの中で相互の信頼関係を構築し、資金繰りの安定を図り、継続したモニタ

21) 経営改善計画書といっても、抜本的な経営環境への変化に対応する長期の経営改善計画（事業計画）と、資金繰りの悪化などから緊急に経営改善が必要になることへ対応する緊急事態対応・短期の経営改善計画書がある。

リングの下で足下の経営課題や事業承継等の潜在的課題を把握し、経営者とともに抜本的な再生を含めた改善策を講じていくことが重要となる。さらに、事業を評価して潜在的な成長の可能性を見出し、資金供給を通じて伸ばしていくことが求められる。

業況が悪化した中小企業の多くは信用保証制度を利用しており、信用保証制度（保証協会）が果たす役割が鍵となる。保証協会においては、金融機関のモニタリング・支援姿勢を確保しながら保証承諾を行なうことに加えて、経営改善・事業再生の局面において、例えば複数行・複数債務により経営者にとって調整が重荷となり実質的に進められないような場合には積極的な「側面支援」（経営サポート会議）等を行なうことが重要となる。事業再生の局面において、個々の状況を勘案しつつ時宜を得た再生計画を実現していくため、柔軟に求償権放棄等に応じることも重要となる。

経営改善に係る「個社支援」は本来メインバンク等が行なうことが望ましいが、リーマン・ショック時の対応等の副作用により、メインバンクの機能が不明瞭となり、実質的な対応が進まないといった場合には、保証協会自らが対応していくことも求められる。

〔付論〕 債務者区分・分類区分等

1. で整理したように、開示債権・不良債権は、銀行法・監督指針・金融検査マニュアル、金融再生法などで、それぞれ定義がある。銀行法では「リスク管理債権」、金融再生法では「開示債権（債権区分）」、自己査定による債務者区分である。

自己査定における債権分類基準

債務者区分		担保等の分類 (保証協会などの保証) 優良保証	回収の可能性		担保なし
			高い ←	→ 低い	
		優良担保 (預金・国債などの担保)	一部担保（不動産担保等）		
			相当分 (評価額の70%)	処分可能見込額 (評価額の30%)	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
	正常先	I	I	I	I

非(I)分類	回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産
II分類	債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産
IV分類	回収不可能又は無価値と判定される資産

〔分類区分〕

1. I分類は、「II分類、III分類及びIV分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。
2. II分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上

条件変更債権をめぐる諸問題

疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。

3. Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。ただし、Ⅲ分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるものである。
4. Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

		正常な運転資金*1)等	優良担保*2)・優良保証*3)による保全部分	一般担保*4)・一般保証*5)による保全部分		非保全部分
				回収可能見込み額	同左超過部分	
正常先		非分類	非分類	非分類	非分類	非分類
要注意先	下記以外	非分類	非分類	非分類	非分類	非分類
	リスク・延滞債権等*6)	非分類	非分類	Ⅱ分類	Ⅱ分類	破綻懸念先
破綻懸念先		—	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅲ分類
実質破綻先		—	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先		—	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類

- *1) 1. 正常な営業を行なっていく上で恒常的に必要と認められる運転資金
 2. 預金等及び国債等の信用度の高い有価証券等及び決済確実な商業手形等
 3. 公的信用保証機関の保証、金融機関の保証等
 4. 優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるもの。例えば、不動産担保、工場財団担保等
 5. 優良保証等以外の保証
 6. ・不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形
 ・赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等
 ・金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸出条件の大幅な軽減を行なっている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸出条件に問題のある債権
 ・元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる債権
 ・債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる債権

経済研究所研究報告（2018）

債務者区分		債務者の状況	具体例
正常先		・業況が良好 ・財務内容にも特段の問題がない	・黒字、資産超過 ・債務償還年数短期
要注意先	その他 要注意先	・貸出条件に問題がある ・履行条件に問題がある ・業況が低調ないしは不安定 ・財務内容に問題がある	・赤字
	要管理先	債権に以下が含まれる ・貸出条件緩和債権 ・3ヶ月以上延滞債権が含まれる	・債務償還年数長期 ・初期延滞
破綻懸念先		・経営難の状態 ・経営改善計画等の進捗状況が芳しくない	・赤字、債務超過 ・債務償還年数長期 ・相当期間の延滞
実質破綻先		・深刻な経営難 ・実質的に経営破綻	・赤字、債務超過 ・債務償還年数長期 ・長期間（6ヶ月以上）の延滞
破綻先		・法的・形式的な経営破綻の事実が発生	破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等 ※計画の認可決定が行われた場合は、要注意先または破綻懸念先

※金融再生法上、要管理先以下は不良債権として計上。ただし、不良債権には貸倒引当金や担保・保証等により保全されたものも含まれている。

債務者区分	内 容		貸倒引当率の目安	債権の取扱い
(1)破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者		100%	不良債権（優良な担保・保証がない場合）
(2)実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者		100%	
(3)破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者		50-70%	
(4)要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者、又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者			
	(4-1) 要管理先	要注意先のうち、3ヶ月以上延滞又は貸出条件を緩和している債務者	15-30%	
	(4-2)要管理先以外の 要注意先	要注意先のうち、要管理先以外の債務者	3%	正常債権
(5)正常先	業績が良好であり、かつ、財務内容も特段の問題がないと認められる債務者		0%	

〔参 考 文 献〕

- Caballero, R. J., Hoshi, T. and Kashyap, A. K., “Zombie Lending and Depressed Restructuring in Japan,” *American Economic Review*, Dec. 2008, Vol. 98 Issue 5, pp. 943~977.
- Emran, M. S. and Farazi, S., “Lazy Banks? Government Borrowing and Private Credit in Developing Countries,” IIEP-WP-2009-9, June 2009. (Institute for International Economic Policy Working Paper Series, George Washington University).
- Gray, S., Karam, P. and Turk, R., “Are Banks Really Lazy? Evidence from Middle East and North Africa,” IMF Working Paper (WP/14/86), May 2014.
- Manove, M., Padilla, A. J. and Pagano, M., “Collateral versus project screening: a model of lazy banks,” *RAND Journal of Economics*, Vol. 32 Issue 4, Winter 2001, pp. 726~744.
- , Nakamura, L. I. and Renault, M., “Transactions Accounts and Loan Monitoring,” FRB of Philadelphia, Working Paper No. 04-20, Sep. 2004.
- 伊藤眞・門口正人・園尾隆司・山本和彦編『松嶋英機弁護士古稀記念論文集 時代をリードする再生論』商事法務, 2013年4月30日。
- 岡田悟「信用保証制度をめぐる現状と課題」国立国会図書館 ISSUE BRIEF No. 794, 2013年6月25日。
- 柿沼重志・東田慎平「信用補完制度の再設計—中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案—」『立法と調査』2017年4月, No. 387, pp. 54~67。
- 金融庁『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』2016年6月。
- 『主要行向けの総合的な監督指針』2017年6月。
- 『預金等受入金融機関に係る検査マニュアル』2007年5月。
- 『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』2015年1月。
- 『2016年度金融レポート』2016年9月。
- 金融審議会資料。
- 中小企業基盤整備機構『認定支援機関向け経営改善・事業再生研修【基礎編】テキスト』。
- , 同『別冊 資料集』。
- 中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループ「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」報告, 2016年12月。
- 中小企業庁『中小企業白書』各年版。
- 藤原敬三『実践的中小企業再生論 —「再生計画」策定の理論と実務—』金融財政事情研究会, 2011年4月(改訂版 2013年4月)。
- 『別冊版 実践的中小企業再生論 —「経営改善計画」策定の理論と実際—』金融財政事情研究会, 2013年4月。
- 村本孜『中小企業支援・政策システム ~金融を中心とした体系化~』蒼天社出版, 2015年6月。
- 「レイジー・バンク (Lazy Bank) の超克 —信用調査マニュアルと事業性評価—」『成城大学社会イノベーション研究』第12巻第1号, 2017年2月, pp. 517~550。
- 「信用補完制度の見直し (2015~2016年度)」『成城大学社会イノベーション研究』第13巻近刊号。

(むらもと・つとむ 成城大学名誉教授)

条件変更債権をめぐる諸問題

(研究報告 No. 79)

平成 30 年 1 月 19 日 印 刷

平成 30 年 1 月 30 日 発 行

非売品

著 者 村 本 孜

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電 話 03 (3482) 9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社